

# かわさき強靱化計画

川 崎 市

令和3年(2021年)3月

令和4年(2022年)3月改訂



## 目 次

|   |             |
|---|-------------|
| <b>第1章 計画の策定目的、位置付け</b> .....           | <b>P.1</b>  |
| 1 計画の目的 ～防災・減災から、「強くてしなやか（強靱化）」へ～ ..... | P.1         |
| 2 計画策定の経緯等 .....                        | P.1         |
| 3 かわさき強靱化計画の位置付け等 .....                 | P.3         |
| <b>第2章 計画の基本的な考え方</b> .....             | <b>P.5</b>  |
| 1 計画の構成・特徴 .....                        | P.5         |
| 2 基本目標.....                             | P.6         |
| 3 事前に備えるべき目標.....                       | P.6         |
| 4 想定する大規模自然災害（対象とする災害） .....            | P.6         |
| 5 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） .....          | P.7         |
| 6 施策分野.....                             | P.8         |
| 7 強靱化を推進する上で配慮すべき事項.....                | P.9         |
| <b>第3章 川崎市の特性と潜在的リスク</b> .....          | <b>P.10</b> |
| 1 はじめに（ハザードとリスクの違い） .....               | P.10        |
| 2 川崎市の地理と歴史 .....                       | P.10        |
| 3 川崎市の社会的特性 .....                       | P.18        |
| 4 市民の防災意識 .....                         | P.21        |
| <b>第4章 川崎市の防災対策の現状</b> .....            | <b>P.22</b> |
| 1 強靱化に係る主な取組の現状 .....                   | P.22        |
| 2 地震防災戦略の減災目標に対する達成状況 .....             | P.25        |
| <b>第5章 川崎市の健康診断（脆弱性評価）</b> .....        | <b>P.26</b> |
| 1 リスクシナリオ・施策分野ごとの施策の実施状況等の整理 .....      | P.26        |
| 2 リスクシナリオごとの脆弱性の分析・評価 .....             | P.26        |
| 3 推進方針等の設定 .....                        | P.26        |
| 4 現状の川崎市の健康診断結果（脆弱性評価結果）、推進方針等 .....    | P.27        |
| <b>第6章 かわさき強靱化のために取り組む事業</b> .....      | <b>P.52</b> |
| 1 強靱化事業一覧表 .....                        | P.52        |
| 2 重点事業の選定 .....                         | P.52        |
| <b>第7章 計画等の進捗管理と評価</b> .....            | <b>P.53</b> |
| 1 計画の進捗管理等について .....                    | P.53        |
| 2 強靱化事業の進捗管理等について .....                 | P.53        |
| 3 計画の評価のための指標.....                      | P.53        |

### （別紙）

- ・脆弱性評価マトリクス表
- ・強靱化事業一覧表



# 第1章 計画の策定目的、位置付け

## 1 計画の目的 ～防災・減災から、「強くてしなやか（強靱化）」へ～

伊勢湾台風、阪神淡路大震災、東日本大震災など、これまでわが国は、数多くの大規模自然災害に繰り返しさいなまれてきました。

過去の歴史を振り返ると、様々な災害対策を講じてきたものの、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図る「事後対策」の繰り返しでした。

このような教訓から、大規模自然災害時に、とにかく人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを平時から構築することが、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）及びそれに基づく計画（国土強靱化基本計画・国土強靱化地域計画）の目的です。

（国土強靱化の経緯）

| 伊勢湾台風<br>(昭和 34 年)   | 阪神・淡路大震災<br>(平成 7 年)  | 東日本大震災<br>(平成 23 年)  |
|--|---|--|
|  |  |  |
| (写真提供:名古屋市港防災センター)   | (写真提供:神戸市)  | (写真提供:宮古市)   |
| 「災害対策基本法」制定<br>「防災計画の策定」<br>⇒「 <b>防災</b> 」 <b>概念の明確化</b>                           | 耐震化・密集市街地対策<br>自助・共助の大切さ<br>⇒「 <b>減災</b> 」の <b>推進</b>                               | ハード中心の対策の限界<br>防災教育などソフト対策の重要性<br>⇒「 <b>国土強靱化</b> 」の <b>取組み</b>                      |
| 死者 4,697 人<br>行方不明者 401 人<br>負傷者 38,921 人<br>全半壊家屋 153,890 棟<br>被害額 約 0.5 兆円       | 死者 6,434 人<br>行方不明者 3 人<br>負傷者 43,792 人<br>全半壊家屋 249,180 棟<br>被害額 約 10 兆円           | 死者 19,630 人<br>行方不明者 2,569 人<br>負傷者 6,230 人<br>全半壊家屋 402,743 棟<br>被害額 約 17 兆円        |

※ 東日本大震災の被害状況は平成 30 年 3 月 1 日現在のデータを掲載（内閣府及び消防庁発表資料より参照）

## 2 計画策定の経緯等

本市では、国土強靱化基本法及び国土強靱化基本計画に基づき、平成 28 年 3 月に「川崎市国土強靱化地域計画」（以下「国土強靱化地域計画」という。）を策定し、国の動向を踏まえながら、川崎市地域防災計画（震災対策編）の実行計画の位置付けで策定した「川崎市地震防災戦略」（以下「地震防災戦略」という。）と連携して、「強靱な地域」をつくるための取組をこれまで進めてまいりました。




これまでの取組は概ね計画どおりに進捗してきている一方で、近年の災害の頻発化・激甚化等を踏まえると強靱な地域づくりは引き続き喫緊の課題となっています。

このような中、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成

30年12月に国土強靱化基本計画が改定されたところであり、また、国土強靱化地域計画の計画期間が令和2年度末に終了することから、強靱な地域づくりを更に進めるため、今回見直しを行いました。また、地震防災戦略についても、計画期間が同時期に終了することから見直しを行い、効果的かつ効率的な施策の推進と進捗管理等の観点から、国土強靱化地域計画に統合することとしました。

今後起こりうる大規模自然災害に備え、本市がこれまで以上に「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを推進するために、これまでの取組を確認し検証したうえで、本市の健康診断（脆弱性評価）を行い、この「かわさき強靱化計画」を策定しました。

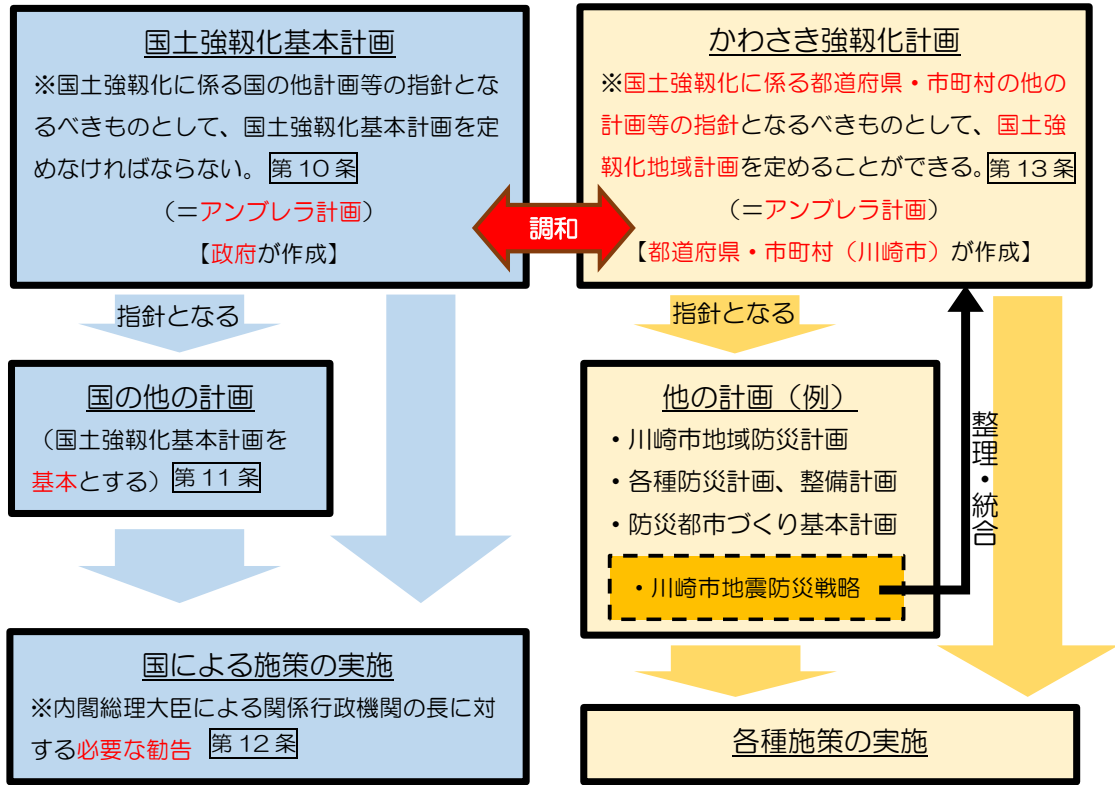
(関連計画等の経緯)

| 川崎市の動き  | 国の動き（国土強靱化関連）   |
|---|---|
| H22.3<br>川崎市地震被害想定調査  | <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     ●とにかく人命を守り、経済社会への被害を致命的にせず迅速に回復する「強さとしなやかさ（強靱化）」を平時から構築する                 </div> |
| H23.3<br>地震防災戦略の策定  |   |
| H23.3.11 東日本大震災<br> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラ整備中心の防災対策の限界</li> <li>・日頃からの防災教育に基づいた避難行動例（釜石の奇跡）</li> </ul>                       |   |
| H25.3<br>川崎市地震被害想定調査（2回目）   | H25.12<br>国土強靱化基本法の制定   |
| H28.3<br>国土強靱化地域計画の策定<br>地震防災戦略の改定  | H26.6<br>国土強靱化基本計画の閣議決定   |
| 計画策定以降の主な災害<br> <ul style="list-style-type: none"> <li>H28.4 熊本地震</li> <li>H30.6 大阪北部地震</li> <li>H30.7 西日本豪雨</li> <li>H30.9 北海道胆振東部地震</li> </ul> |   |
| 川崎市受援マニュアルの策定（H29.7）<br>川崎市地域防災計画（震災・風水害）の修正<br>国土強靱化地域計画の進捗管理<br>地震防災戦略の進捗管理   | H30.12<br>国土強靱化基本計画の改定<br>防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の閣議決定（H30～R2実施）   |
| さらに…<br> <ul style="list-style-type: none"> <li>R1.9 房総半島台風</li> <li>R1.10 東日本台風（本市でも災害救助法を適用する被害に）</li> </ul>                                   |   |
| R3.3<br>国土強靱化地域計画の計画期間終了<br>地震防災戦略の計画期間終了   | R2年度<br>国土強靱化予算の重点配分・優先採択<br>R3年度以降<br>国土強靱化予算の要件化  |
| <div style="border: 2px solid black; background-color: black; color: white; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <b>かわさき強靱化計画の策定</b> </div>   |   |

### 3 かわさき強靱化計画の位置付け等

#### (1) 国・川崎市における強靱化計画の位置付け

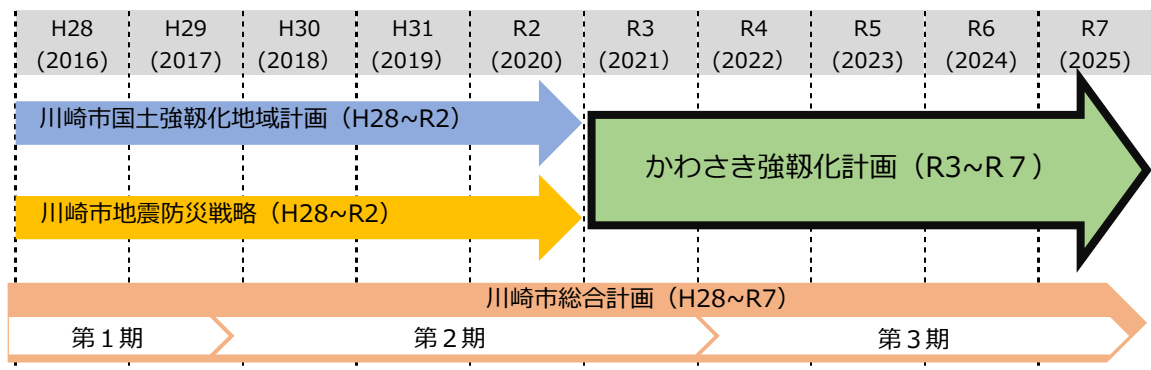
本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、**国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるべきもの（アンブレラ計画）**です。



#### (2) 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和3年度から令和7年度までとします。

国土強靱化基本計画を踏まえて5年間とするとともに、川崎市総合計画第3期実施計画の終了時期とも整合を図ります。但し、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを実施します。



(3) 地震防災戦略の整理・統合の考え方

地震防災戦略については、計画期間が同時期に終了することから併せて見直しを行い、効果的かつ効率的な施策の推進と進捗管理等の観点から、国土強靱化地域計画に整理・統合することとしました。

なお、**地震防災戦略に設定している減災目標のうち、「死者」については**、国土強靱化地域計画における震災対策に係る**目標として、引き続き設定することとします。**

| 国土強靱化地域計画<br>(H28.3 策定)   | 地震防災戦略<br>(H23.3 策定、H28.3 最終改訂)   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○強靱化に係る施策の総合的指針</li> <li>○あらゆる自然災害が対象</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○川崎市地域防災計画の実行計画的位置付け</li> <li>○地震災害が対象</li> <li>○国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、地震防災の分野においては連携して取組を推進</li> </ul> |
| 国土強靱化地域計画の事業のうち約 50/110 施策が地震防災戦略と重複  |   |



| 効果的かつ効率的な施策の推進と進捗管理等の観点から整理・統合  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●国土強靱化地域計画は、他の計画等の指針となるアンブレラ計画という位置付けであるものの、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを着実に推進するため、地震防災戦略と併せて、具体的に必要な施策の進捗管理等を実施してきた。</li> <li>●今回の見直しで、地震防災戦略の基本目標、施策の柱、行動計画を精査したところ、国土強靱化地域計画の基本目標や事前に備えるべき目標、リスクシナリオを避けるための施策に含まれるものであり、地震防災戦略の達成は国土強靱化に直接資すると考えられることから、同戦略の実行計画としての位置付けを整理し、国土強靱化地域計画に統合して一体として進捗管理等を行うことで、効果的かつ効果的な震災対策の推進、ひいては「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりが可能になると判断。</li> <li>●地震防災戦略に位置づけていた施策や目標については、目標を達成した事業を除き、原則としてかわさき強靱化計画に引き継ぎ、同計画の中で進捗管理を行うことで取組を推進。</li> </ul> |

(4) 川崎市地域防災計画との違い

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、地震や風水害などの災害ごとに、市及び市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、予防、応急復旧等の関係機関も含めた「防災」に係る基本的・総合的な活動指針の役割を果たすものとして定めたものです。

一方、国土強靱化地域計画は、他の計画等の指針として、災害の種別に関わらず、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりのために、「**事前に備えるべき目標**」及びその目標達成に係る「**リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）**」を設定し、それらを達成するための施策（事業）の実施状況等を踏まえて、地域の持つリスクに対する**脆弱性を評価した上で、今後の取組の方針等について定めたもの**です。

国土強靱化地域計画と川崎市地域防災計画の違い

|          | 国土強靱化地域計画            | 川崎市地域防災計画  |
|----------|----------------------|------------|
| 根拠法      | 国土強靱化基本法             | 災害対策基本法    |
| 検討アプローチ  | 地域で想定される自然災害全般       | 災害の種類ごと    |
| 主な対象フェーズ | 発災前（迅速な復旧・復興体制を含む）   | 予防・応急対策・復旧 |
| 施策の設定方法  | 脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策 | —          |
| 施策の重点化   | ○                    | —          |



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の構成・特徴

本計画は、事前に備えるべき目標や、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）等を設定し、本市が現状どの程度これらの目標や最悪の事態等に対応でき、何が弱点なのかを、本市の健康診断（脆弱性評価）を行うことで分析し、必要な施策の重点化を行っています。

また、国土強靱化基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされています。そのため、国土強靱化基本計画を基本としつつ、本市の地理的要件や基礎自治体としての役割などを踏まえて、目標の設定等を行いました。

#### ◆かわさき強靱化計画の構成

##### Step1 目標の設定（第2章）

- 基本目標の設定
- 事前に備えるべき目標の設定



##### Step2 川崎市の健康診断（脆弱性評価）のための設定（第2章）

- 想定する大規模自然災害の設定
- 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
- 施策分野の設定



##### Step3 川崎市の健康診断（脆弱性評価）・推進方針等の整理（第3～5章）

- 本市の特性と潜在的リスクを確認
- 本市の防災対策の現状（前計画の進捗管理）を確認
- 最悪の事態、施策分野ごとに本市の現状（施策の実施状況等）を整理
- リスクシナリオごとに本市の脆弱性を評価し、推進方針等を整理



##### Step4 今後取り組むべき事業の検討（第5～6章）

- 浮き彫りになった脆弱性に対する取り組むべき事業・取組主体の設定
- 強靱化事業一覧表の掲載【別紙として作成】



##### Step5 重点事業の選定（第6章）

- Step4 で確定した事業のうち重点事業を選定



【計画策定後】PDCA サイクルを繰り返す、強靱化施策を推進（第7章）

## 2 基本目標

国土強靱化基本計画及び前計画である国土強靱化地域計画と同一のものとして、次の通り設定しました。

|                            |
|----------------------------|
| ① 人命の保護が最大限図られる            |
| ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される |
| ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化     |
| ④ 迅速な復旧復興                  |

## 3 事前に備えるべき目標

国土強靱化基本計画を基本としつつ、「災害時に一人の死者も出さず、迅速に復興する」ことを目指すこととする本市の災害対策の理想などを踏まえて、次の通り設定しました。

|   | 国土強靱化基本計画   | かわさき強靱化計画   |
|---|---|---|
| 1 | 直接死を <u>最大限防ぐ</u>                                 | 直接死を <u>防ぐ</u> （※）                                |
| 2 | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する     | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する     |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する                                   | 必要不可欠な行政機能は確保する                                   |
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する                          | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する                          |
| 5 | 経済活動を機能不全に陥らせない                                   | 経済活動を機能不全に陥らせない                                   |
| 6 | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる |
| 7 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない                             | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない                             |
| 8 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                   | <u>地域</u> 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する（※）      |

※「1 直接死を防ぐ」

本市の災害対策の理想を踏まえて、修正を行いました。

※「8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する」

基礎自治体としての本市における目標としての修正を行いました。

## 4 想定する大規模自然災害（対象とする災害）

国土強靱化の趣旨を踏まえ、本市において、市民生活や社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある大規模自然災害（地震、津波、風水害、土砂災害〔崖崩れ〕、火山降灰など）を対象としました。

## 5 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

本市の健康診断（脆弱性評価）を行うために必要な「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」について、国土強靱化基本計画を参考としつつ、本市の地理的要件や基礎自治体としての機能等を踏まえて、事前に備えるべき目標ごとにカテゴリー分類し、次の通り設定しました。

| 事前に備えるべき目標<br>(カテゴリー) |   | リスクシナリオ<br>(起きてはならない最悪の事態) |  |
|-----------------------|---|----------------------------|--|
| 1                     | 直接死を防ぐ  | 1-1                        | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生                |
|                       |   | 1-2                        | 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生                          |
|                       |   | 1-3                        | 広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生  |
|                       |   | 1-4                        | 風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生                                       |
|                       |   | 1-5                        | 土砂災害等による死傷者の発生   |
| 2                     | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1                        | 被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化           |
|                       |   | 2-2                        | 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                                      |
|                       |   | 2-3                        | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱                                     |
|                       |   | 2-4                        | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺             |
|                       |   | 2-5                        | 被災地域における疾病・感染症等の大規模発生、新たな感染症の感染拡大                            |
|                       |   | 2-6                        | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生                       |
| 3                     | 必要不可欠な行政機能は確保する。                              | 3-1                        | 市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下                             |
| 4                     | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。                     | 4-1                        | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止、テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
|                       |   | 4-2                        | 必要な情報収集・発信の不備・遅延等により、住民の避難行動や救助が遅れる事態                        |
| 5                     | 経済活動を機能不全に陥らせない                               | 5-1                        | サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下                                    |
|                       |   | 5-2                        | エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響                       |
|                       |   | 5-3                        | コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等                                     |
|                       |   | 5-4                        | 海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響                                    |
|                       |   | 5-5                        | 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止   |
|                       |   | 5-6                        | 工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響                                    |

| 事前に備えるべき目標<br>(カテゴリー) |   | リスクシナリオ<br>(起きてはならない最悪の事態) |  |
|-----------------------|---|----------------------------|--|
| 6                     | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1                        | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 |
|                       |   | 6-2                        | 上水道等の長期間にわたる供給停止   |
|                       |   | 6-3                        | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止  |
|                       |   | 6-4                        | 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止                          |
|                       |   | 6-5                        | 防災インフラの長期間にわたる機能不全   |
| 7                     | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない                             | 7-1                        | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による死傷者の発生                                 |
|                       |   | 7-2                        | 海上・臨海部の広域複合災害の発生   |
|                       |   | 7-3                        | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺                      |
|                       |   | 7-4                        | 防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による死傷者の発生                        |
|                       |   | 7-5                        | 有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃                                      |
| 8                     | 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                 | 8-1                        | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態                           |
|                       |   | 8-2                        | 復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態       |
|                       |   | 8-3                        | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態                |
|                       |   | 8-4                        | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失              |
|                       |   | 8-5                        | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態                   |
|                       |   | 8-6                        | 風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響                       |

## 6 施策分野

本市の健康診断（脆弱性評価）を行うために必要な施策分野について、国の国土強靱化基本計画を参考とし、基礎自治体としての役割を踏まえて、次の通り設定しました。

また、施策分野に関連する推進方針キーワードや主な関係局についても、次の通り設定しました。

|        | 施策分野名称     | 推進方針キーワード                                       | 主な関係局                     |
|--------|------------|---|---------------------------|
| 個別施策分野 | 1 行政機能・消防等 | ○BCP ○庁舎の耐震化 ○避難所環境                             | 総務企画局・消防局・教育委員会・区役所       |
|        | 2 都市・インフラ  | ○密集市街地 ○公園・街路 ○帰宅困難者<br>○文化財 ○仮設住宅 ○老朽化対策       | まちづくり局・建設緑政局・教育委員会・港湾局・各区 |
|        | 3 保健医療・福祉  | ○医療資源の適切な配分<br>○DMAT、DPAT ○地域包括ケア<br>○災害時要配慮者対策 | 健康福祉局・病院局・総務企画局           |

|       | 施策分野名称           | 推進方針キーワード   | 主な関係局               |
|-------|------------------|---|---------------------|
|       | 4 エネルギー          | ○発電機の導入 ○再生可能エネルギー  | 環境局・総務企画局・臨海部国際戦略本部 |
|       | 5 情報通信           | ○先進技術やSNSの活用<br>○公衆無線LAN                                    | 総務企画局               |
|       | 6 産業構造           | ○産業インフラの耐災害化 ○工業用水<br>○企業BCP                                | 経済労働局・上下水道局         |
|       | 7 交通・物流          | ○交通ネットワーク ○重要物流道路<br>○交通・物流施設の耐災害化                          | まちづくり局・建設緑政局・港湾局    |
|       | 8 環境             | ○グリーンインフラ ○災害廃棄物<br>○有害物質 ○海岸保全施設                           | 環境局・建設緑政局・港湾局・消防局   |
| 施策断分野 | A <u>地域力</u> (※) | ○町内会・自治会・コミュニティ<br>○防災教育・リスクコミュニケーション<br>○地域の防災ボランティアリーダー育成 | 全て                  |
|       | B 研究開発・人材育成      | ○イノベーションの推進 ○防災人材<br>○医療人材                                  | 全て                  |

※「A 地域力」

今後の災害対応に当たっては、コミュニティの形成や防災・減災に係る意識の向上など、地域全体の力の向上が不可欠であることから、本市独自に設定しました。

7 強靱化を推進する上で配慮すべき事項

強靱化を推進する上で配慮すべき事項は、以下のとおりです。また、かわさき強靱化計画策定の基本方針について、前計画の取組結果や国土強靱化基本計画の改定等を踏まえ、次のとおり定めました。

◆強靱化を推進する上で配慮すべき事項◆

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時のみを念頭に置くのではなく、各種リスクの存在を見据え災害対応力の向上及び長期的な効率性・合理性の確保を意図した総合的な視点を持つこと。</li> <li>・地域住民・企業・コミュニティ等の多様な主体が実施する自助・共助の取組を推進するため、災害時のみならず平時からのコミュニティ構築への支援を行うこと。</li> <li>・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、災害対応力の向上を図り、本市の災害対策の理想「災害時に一人の死者も出さず、迅速に復興する」に向けて取り組むこと。</li> <li>・資産マネジメントの視点に基づく長寿命化対策を行うとともに、厳しい財政環境が見込まれる中でも「必要な施策・事業の着実な推進」と「持続可能な行財政基盤の構築」の両立に配慮し、施策の重点化を図ること。</li> </ul> |
|--|

◆かわさき強靱化計画策定の基本方針◆

|  |
|--|
| <p>基本方針1 前計画（H28～H32年度）の取組結果を踏まえた見直し・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の見直しや新たな課題等の抽出（例：特定天井、無電柱化、多言語支援）</li> <li>・地震防災戦略との統合等を含めた効率的・効果的な施策の推進、進捗管理</li> <li>・地震防災戦略の減災目標の効果測定</li> <li>・川崎市総合計画との整合</li> </ul>  |
| <p>基本方針2 国土強靱化基本計画の改定の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の災害から得られた知見を推進方針として追加<br/>被災者等の健康・避難生活環境の確保<br/>エネルギーや情報通信の多様化・リスク分散など</li> <li>・「国土強靱化予算の重点化・要件化・見える化」等への対応<br/>国土強靱化地域計画に明記された事業に対し、国補助金等を「重点配分・優先採択」<br/>国土強靱化地域計画への事業の明記を国補助金・交付金の「交付要件」とする<br/>(令和2年度より、段階的に実施)</li> </ul> |
| <p>基本方針3 令和元年東日本台風の災害対応の検証結果等を踏まえた脆弱性評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(例：内水氾濫対策、文化財施設の防災対策、風水害時の体制 等)</li> </ul>   |

## 第3章 川崎市の特性と潜在的リスク

### 1 はじめに（ハザードとリスクの違い）

「ハザード」とは、地震や台風、火山噴火など被害をもたらす原因となる現象のことで、これを阻止することは基本的に不可能です。一方、「リスク」とは、ハザードによって起こり得る被害の程度や発生の確率で、ハザードを受ける地域社会の特性や脆弱性が大きく影響します。この章では、本市の地域的な特性を理解することで、どのような潜在的リスクがあるのかを整理します。

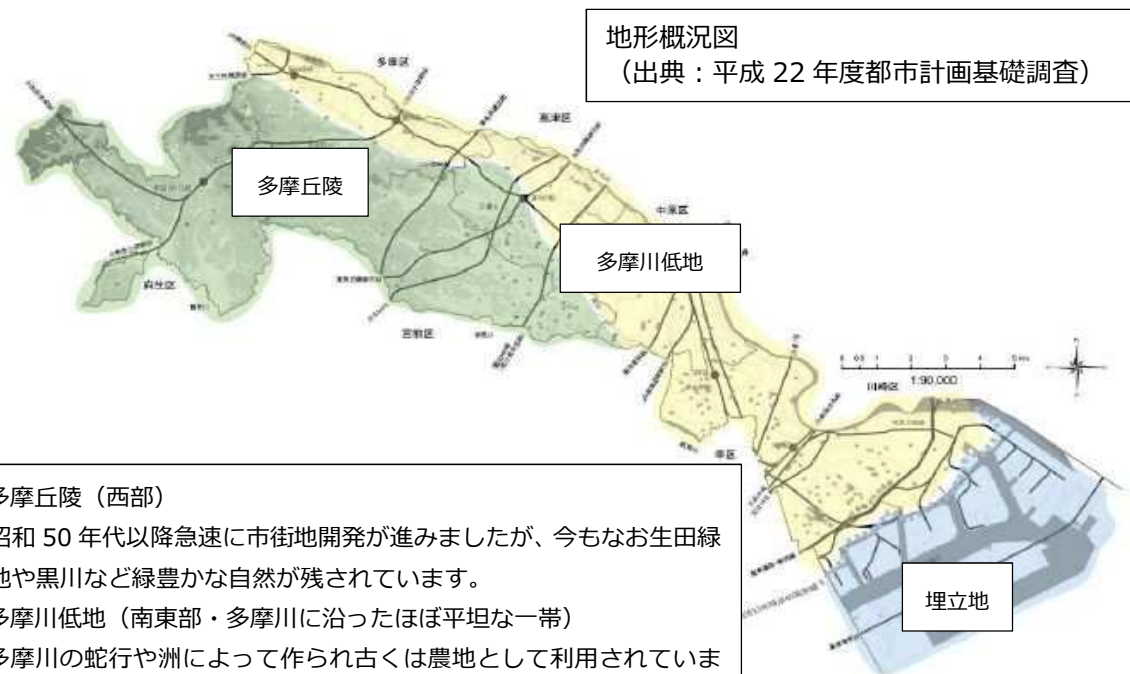
### 2 川崎市の地理と歴史

#### (1) 地勢の概況

本市は、神奈川県の北東部に位置し、北は多摩川を境に東京都と隣接し、横浜市と東京都に挟まれた細長い市域となっています。また、その地形によって、西部の多摩丘陵、南東部の多摩川低地、臨海部の埋立地に大別されます。

「川崎」という名前が示すように、本市は川と深い関わりがあります。特に平野部である多摩川低地は、沖積平野や氾濫平野とも呼ばれ、蛇行する多摩川の氾濫や流路の移動によって形成された土地です。江戸時代には、治水と新田開発を目的に二ヶ領（稲毛・川崎領）用水が整備され、当時の稲毛・川崎領は「稲毛米」とよばれる良米を産出する豊かな穀倉地帯となりました。この二ヶ領用水を中心に地域共同体が形成され、現在の本市の骨格が作り上げられました。

時代が進み昭和になると、本市の工業化が進み、水田であった土地の宅地化や、臨海部の埋立地の拡大、多摩丘陵の市街地開発が進みました。



地形概況図  
(出典：平成 22 年度都市計画基礎調査)

- 多摩丘陵（西部）

昭和 50 年代以降急速に市街地開発が進みましたが、今もなお生田緑地や黒川など緑豊かな自然が残されています。

- 多摩川低地（南東部・多摩川に沿ったほぼ平坦な一帯）

多摩川の蛇行や洲によって作られ古くは農地として利用されていましたが、次第に市街化が進み、今はその大部分が市街地となっています。

- 埋立地（臨海部）

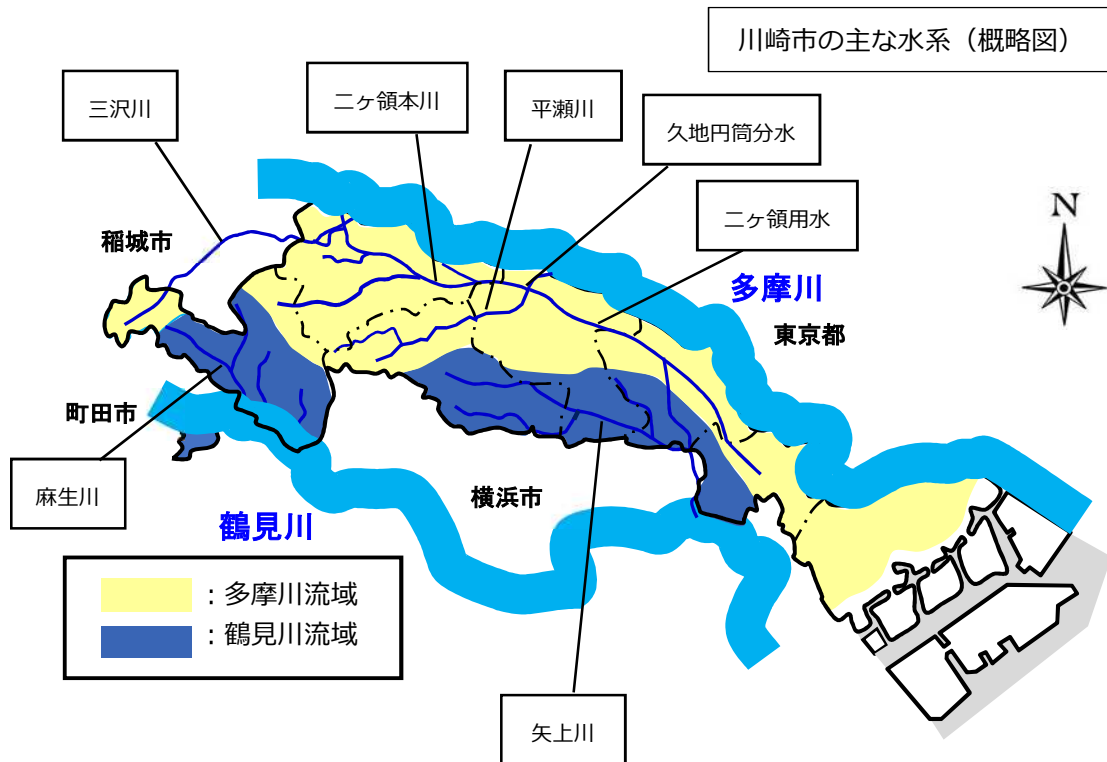
現在の塩浜や池上町では、江戸時代から干拓による新田開発が行われていました。大正初期から扇町の埋立事業が始まり、工業・流通施設等の用地として利用されています。

(参照：川崎市の土地利用現況 平成 27 年度調査結果)

(2) 河川

河川に注目すると、本市は、一級河川である多摩川と鶴見川に概ね挟まれた位置にあります。市内を流れる河川は、多摩川のほか、矢上川、麻生川、三沢川、平瀬川等があり、本市内に降った雨は側溝や下水、河川に入り、最終的にたどり着く場所が多摩川か鶴見川の2つに分かれており、それぞれを多摩川流域、鶴見川流域と呼んでいます。

多摩川は、過去に何度も氾濫を起こし、流路を変えています。「和泉」「布田」「宇奈根」「等々力」「丸子」など、本市と東京都に多摩川をはさんで同じ地名が多いことも、多摩川が過去に流路を変えた名残です。また、鶴見川も古くから洪水・氾濫を繰り返し、「暴れ川」として恐れられてきました。



(写真) アミガサ事件百年の碑 (左) と有吉堤竣工百年の碑 (右)  
 大正時代、国直轄の多摩川改修事業のきっかけとなった「アミガサ事件」と「有吉堤」の伝承碑。平成 26 年と平成 28 年にそれぞれ 100 年を迎え、記念碑が建立されました。(中原区)

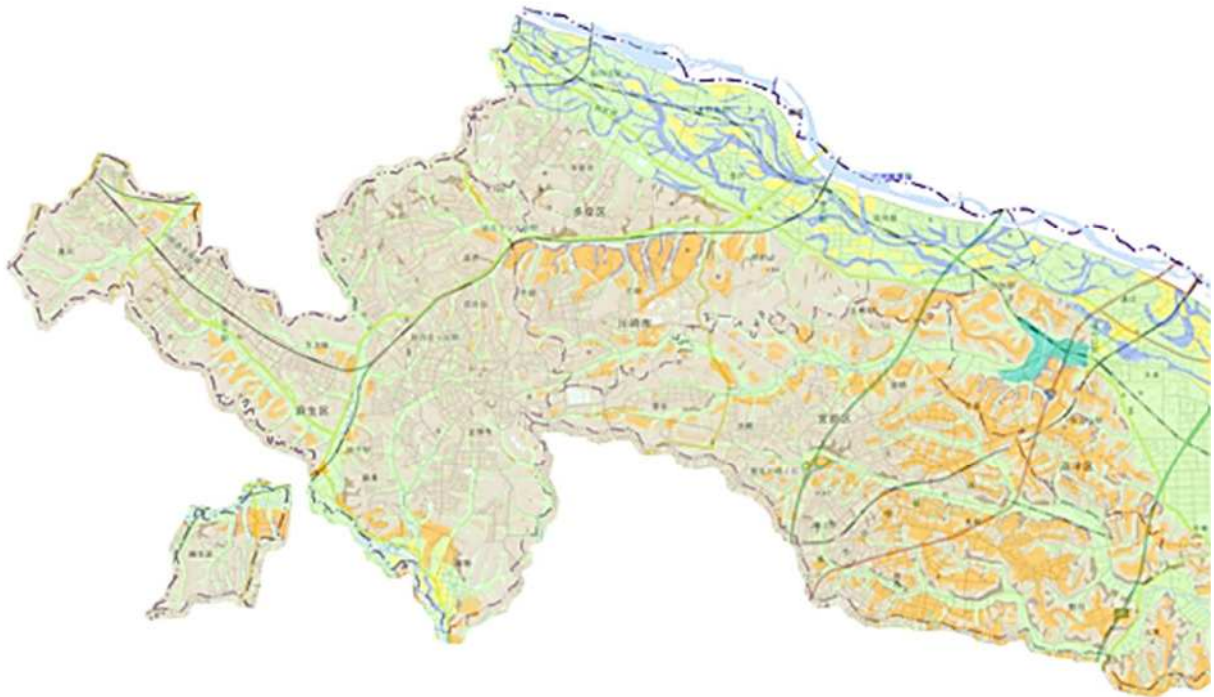
(3) 地形分類と自然災害リスク

国土交通省国土地理院ホームページでは、その地形を形態、成り立ち、性質などによって区分した地形分類図を公開しており、身の回りの土地の成り立ちと、その土地が本来持っている一般的な自然災害リスクについて確認することができます。以下は、本市の地形分類（自然地形）イメージです。

参考：川崎市の地形分類（自然地形）

【出典：国土地理院ウェブサイト（<https://maps.gsi.go.jp/>）】

（※バクトルタイル「地形分類」を加工して作成・掲載しています。）



| 地形分類   | 土地の成り立ち   | 地形から見た自然災害リスク   |
|--------|---|---|
| 自然堤防   | 現在や昔の河川に沿って細長く分布し、周囲より0.5～数メートル高い土地。河川が氾濫した場所に土砂が堆積してできる。 | 洪水に対しては比較的安全だが、大規模な洪水では浸水することがある。縁辺部では液状化のリスクがある。                           |
| 山麓堆積地形 | 山地や崖・段丘崖の下方にあり、山地より斜面の緩やかな土地。崖崩れや土石流などによって土砂が堆積してできる。     | 大雨により土石流が発生するリスクがある。地盤は不安定で、地震による崖崩れにも注意。                                   |
| 台地・段丘  | 周囲より階段状に高くなった平坦な土地。周囲が侵食により削られて取り残されてできる。                 | 河川氾濫のリスクはほとんどないが、河川との高さが小さい場合には注意。縁辺部の斜面近くでは崖崩れに注意。地盤は良く、地震の揺れや液状化のリスクは小さい。 |
| 崖・段丘崖  | 台地の縁にある極めて急な斜面や、山地や海岸沿いなどの岩場。                             | 周辺では大雨や地震により、崖崩れなどの土砂災害のリスクがある。   |
| 山地     | 尾根や谷からなる土地や、比較的斜面の急な土地。山がちな古い段丘崖の斜面や火山地を含む。               | 大雨や地震により、崖崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害のリスクがある。  |



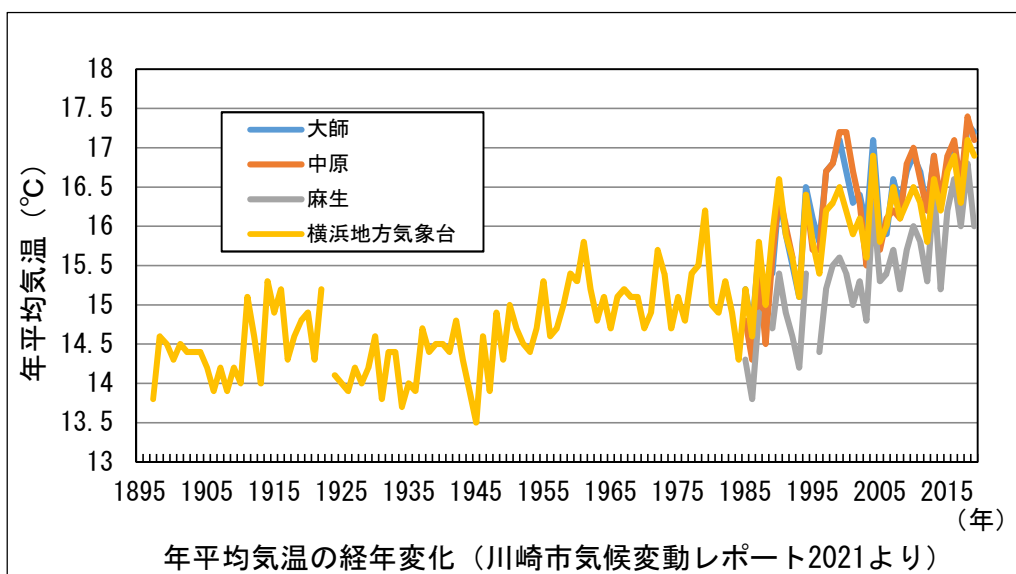
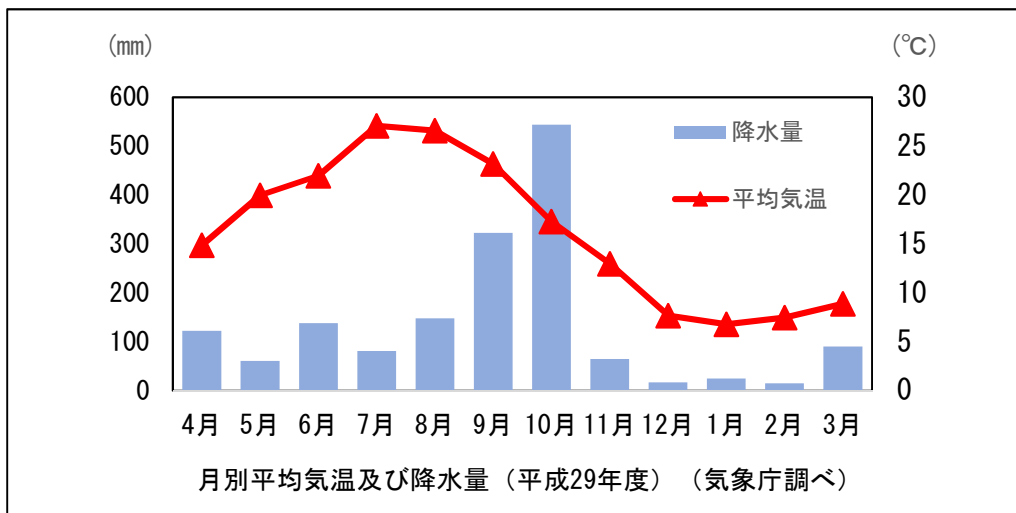
| 地形分類    | 土地の成り立ち   | 地形から見た自然災害リスク  |
|---------|---|--|
| 旧水部     | 江戸時代または明治期から調査時までの間に海や湖、池・貯水池であり、過去の地形図などから水部であったと確認できる土地。その後の土砂の堆積や土木工事により陸地になったところ。 | 地盤が軟弱で、液状化のリスクが大きい。沿岸部では高潮に注意。   |
| 旧河道     | かつて河川の流路だった場所で、周囲よりもわずかに低い土地。流路の移動によって河川から切り離されて、その後に砂や泥などで埋められてできる。                  | 河川の氾濫によって周囲よりも長期間浸水し、水はけが悪い。地盤が軟弱で、地震の際の揺れが大きくなりやすい。液状化のリスクが大きい。           |
| 後背低地・湿地 | 主に氾濫平野の中にあり、周囲よりもわずかに低い土地。洪水による砂や礫の堆積がほとんどなく、氾濫水に含まれる泥が堆積してできる。                       | 河川の氾濫によって周囲よりも長期間浸水し、水はけが悪い。地盤が軟弱で、地震の際の揺れが大きくなりやすい。液状化のリスクがある。沿岸部では高潮に注意。 |
| 氾濫平野    | 起伏が小さく、低くて平坦な土地。洪水で運ばれた砂や泥などが河川周辺に堆積したり、過去の海底が干上がったりしてできる。                            | 河川の氾濫に注意。地盤は海岸に近いほど軟弱で、地震の際にやや揺れやすい。液状化のリスクがある。沿岸部では高潮に注意。                 |



(4) 気候

本市の年平均気温は 16.3℃（平成 29 年）、年間降水量は 1,628mm と、比較的温暖な気候です。過去 10 年間（平成 22 年～令和元年度）の市内での 1 時間雨量 50mm 以上の発生日数は平均 2.7 日で、最大 1 時間雨量は、高津区の観測地において 85mm を記録しています。

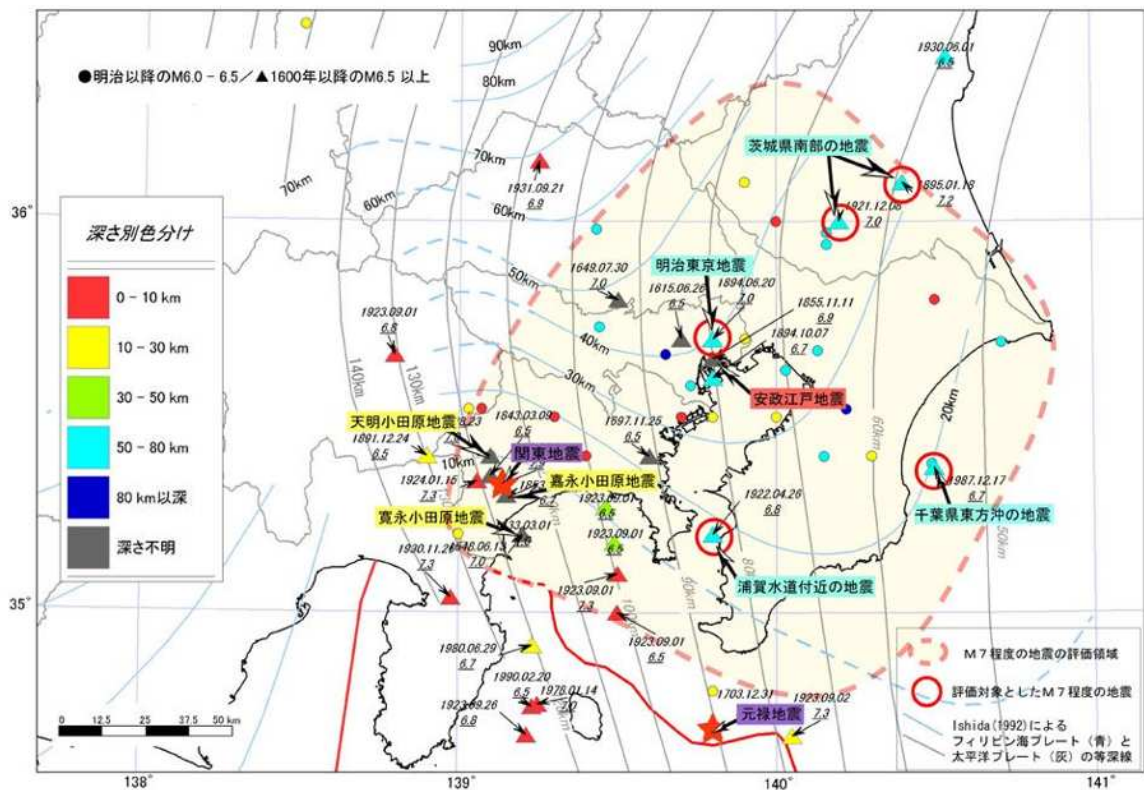
また、本市内の年平均気温は、全ての観測地点で上昇傾向がみられています。気象庁の「気候変動監視レポート 2018」の報告によると、地球温暖化が進行することで、極端な気象・気候現象が今後増加する可能性があることを示唆しているため、今後、本市においても極端な気象・気候現象が増加する可能性があることに留意する必要があります。



(5) 南関東地方の地震活動

本市の位置する南関東地方は、地下でプレート境界が複雑な構造になっているため、地震活動が活発な地域のひとつとして知られています。南関東で発生した M8 クラスの巨大地震は、元禄 16 (1703) 年と大正 12 (1923) 年の関東地震が知られています。大正 12 年の大正関東大震災では、本市内では火災による被害は少なかったものの、建物の全壊が 7,384 戸 (当時の総戸数の約 46%) に達し、特に工場の多くは地盤の柔らかい低湿地や埋立地に位置していたため、被害が多かった記録が残っています。

この2つの地震は、相模トラフから沈み込むフィリピン海プレートと南関東を形づくるプレートとの境界部で発生した巨大地震です。過去、M8 クラスの巨大地震発生の間には、M7 クラスの地震が多数発生しています。地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、南関東で M7 クラスの地震が今後 30 年以内に起きる確率は 70% という、極めて高い値になっています。



南関東における M7 程度の地震の評価領域と過去に発生した主要な地震  
(出典：地震調査研究推進本部・「相模トラフ沿いの地震活動の長期評価 (2004)」)



(写真) 大正関東大震災時の川崎  
(地割れした市内地域)

(参考) 過去、川崎市内で発生した主な風水害

○風水害の記録 (昭和48年以降で大きな被害があったもの)

| 年月日                 | 種目                | 被害概要  |
|---------------------|-------------------|---|
| 昭和49年<br>7月8日       | 集中豪雨              | 床上浸水 612戸、床下浸水 1,871戸、道路被害 10箇所、河川損壊 2箇所、がけ崩れ 6箇所               |
| 昭和49年<br>9月1日       | 多摩川洪水             | 床上浸水 210戸、床下浸水 142戸、河川損壊 2箇所                                    |
| 昭和51年<br>9月9日       | 台風                | 床上浸水 1,155戸、床下浸水 4,646戸、家屋の全壊・流出・一部損壊 21戸、がけ崩れ 86戸 他            |
| 昭和53年<br>4月6日       | 集中豪雨              | 床上浸水 121戸、床下浸水 453戸、道路被害 3箇所<br>がけ崩れ 4箇所                        |
| 昭和57年<br>7月31日~8月4日 | 台風                | 床上浸水 114戸、床下浸水 101戸、道路被害 5箇所、家屋損壊 2戸、河川損壊 2箇所、がけ崩れ 3箇所          |
| 昭和57年<br>9月11日~13日  | 台風                | 床上浸水 846戸、床下浸水 3,148戸、道路被害 15箇所、河川損壊 6箇所、がけ崩れ 39箇所              |
| 昭和60年<br>7月14日      | 集中豪雨              | 床上浸水 290棟、床下浸水 2,855棟、道路被害 2箇所、がけ崩れ 1箇所 他                       |
| 平成元年<br>8月1日        | 台風                | 死者 6名 (内消防隊員3名)、重傷者 9名、軽傷者 3名、床上浸水 283棟、床下浸水 1,097棟、がけ崩れ 16箇所 他 |
| 平成3年<br>9月18日~20日   | 台風                | 床上浸水 141棟、床下浸水 321棟、道路被害 4箇所、がけ崩れ 29箇所 他                        |
| 令和元年<br>10月12日~13日  | 台風<br>(令和元年東日本台風) | 死者 1名、軽傷者 7名、全壊 28棟、半壊 667棟、一部破損 204棟、床上浸水 791棟、床下浸水 388棟       |

※川崎市地域防災計画 (風水害対策編) より抜粋



○過去 10 年間の崖崩れ発生状況（※川崎市の災害概要より抜粋）

| 年 度      | 箇所数 | 発生場所                               |
|----------|-----|------------------------------------|
| 平成 22 年度 | 2   | 宮前区（東名高速）、麻生区上麻生                   |
| 平成 23 年度 | 1   | 麻生区細山                              |
| 平成 24 年度 | 1   | 多摩区東生田                             |
| 平成 25 年度 | 5   | 多摩区東生田、麻生区王禅寺西・片平                  |
| 平成 26 年度 | 3   | 高津区千年、多摩区東生田、麻生区王禅寺西               |
| 平成 27 年度 | 1   | 麻生区下麻生                             |
| 平成 28 年度 | 5   | 高津区久未、多摩区東生田、麻生区古沢・黒川              |
| 平成 29 年度 | 1   | 高津区久未                              |
| 平成 30 年度 | 0   |                                    |
| 令和元年度    | 7   | 高津区下作延、宮前区五所塚・菅生・土橋、多摩区长尾、麻生区黒川・高石 |

○過去の大きな崖崩れ災害（※川崎市の災害概要より抜粋）

| 発生日月              | 発生場所   | 災害名称・被害状況等  |
|-------------------|--------|---|
| 昭和 40 年 6 月 26 日  | 高津区久未  | 久未大谷戸災害<br>全壊戸数 15 戸（内 2 戸は空き家）、<br>全壊世帯 14 世帯、罹災者総数 63 名、<br>死亡者 24 名、重傷者 14 名、軽傷者 7 名 |
| 昭和 46 年 11 月 11 日 | 多摩区生田  | 生田緑地口一ム斜面崩壊実験事故<br>死亡者 15 名、負傷者 10 名  |
| 平成元年 8 月 1 日      | 高津区蟹ヶ谷 | 蟹ヶ谷崖崩れ災害<br>死亡者 6 名、重傷者 9 名、軽傷者 3 名   |



（写真）平成元年蟹ヶ谷崖崩れ災害

### 3 川崎市の社会的特性

#### (1) 人口・世帯等

令和元年10月1日現在、本市の人口は約153万人、世帯数は約74万世帯、人口密度は約1万人/km<sup>2</sup>です。東京都や横浜市との交通が便利なおこともあり、年々人口が増えており、最近では、主に川崎区や中原区の工場跡地や、幸区の鉄道操車場跡地にマンションが建ち、麻生区では田畑や森林だったところが住宅地に変わってきています。

最新の国勢調査（平成27年）によると、昼間人口比率は88.3%で、7区のうち川崎区については、昼間人口が夜間人口を上回っています。また、年齢別にみると、15歳未満の人口は約18.8万人（約13%）で、65歳以上の人口は約28.7万人（約20%）です。このように、本市では人口及び住宅の過密集中による被害拡大や、昼間の災害対応についても、十分留意する必要があります。

| ●川崎市の主な統計データ        |   |             |
|---------------------|---|-------------|
| 人口                  | 1,530,457人<br>(男性774,291人、女性756,166人)       | 令和元年10月1日現在 |
| 面積                  | 144.35km <sup>2</sup>                       | 令和元年10月1日現在 |
| 人口密度                | 10,602人/km <sup>2</sup>                     | 令和元年10月1日現在 |
| 高齢者(65歳以上)          | 310,806人(人口の約20%)                           | 令和元年10月1日現在 |
| 障害者(身体障害、知的障害、精神障害) | 約8万人  | 平成31年3月末現在  |
| 6歳未満の子のいる世帯         | 61,795世帯                                    | 平成27年国勢調査   |
| 外国人住民人口             | 42,635人                                     | 平成31年3月末現在  |
| 平均年齢                | 42.8歳<br>(平均年齢は大都市で最も低い)                    | 平成27年国勢調査   |
| 昼夜間人口比率             | 88.3%<br>昼間人口：1,302,487人<br>夜間人口：1,475,213人 | 平成27年国勢調査   |
| 自主防災組織数             | 750組織                                       | 令和2年4月1日現在  |
| 消防団員数               | 1,114人<br>(条例定数1,345人、充足率82.8%)             | 令和2年6月1日現在  |

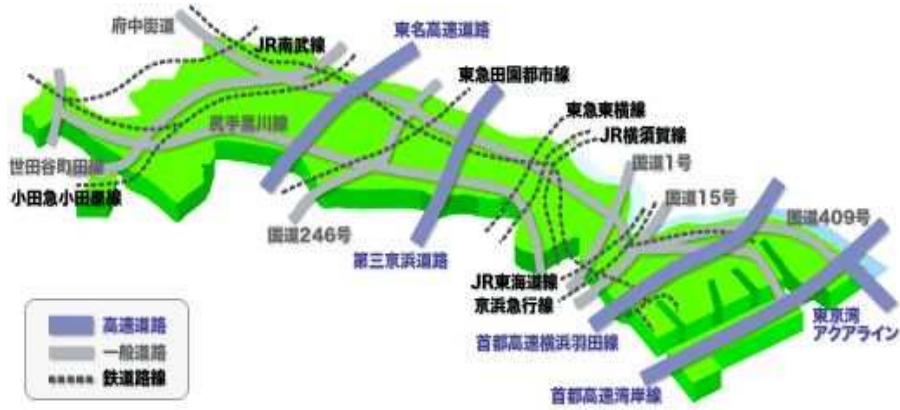
#### (2) 交通

本市は東京都と横浜市の2大都市に挟まれた細長い地形のため、東京を中心とする多数の放射状の交通幹線が市域を横断しています。それに比べて、臨海部と北西部丘陵地帯とを結び市域を縦貫する交通網は、質、量とも弱体です。

道路網については、市域を横断する国道、県道、自動車専用道路などの主要幹線道路が9路線あり、その大部分が4車線以上に整備されているのに比べ、市域を縦貫する路線は、国道409号～川崎府中（府中街道）、鶴見溝ノ口～野川菅生線（尻手黒川道路）、幸多摩線（多摩沿線道路）の3路線で、しかもその大部分が2車線となっています。また、鉄道との平面交差、道路幅員の狭小などの問題もあり、引き続き円滑な交通の確保に取り組む必要があります。

鉄道網については、JR、私鉄合わせて6鉄道事業者・15路線（旅客線）が市内で運行しています。主要駅の1日平均乗車人員は、JR川崎駅が214,601人、東急溝の口駅が157,390人、JR武蔵小杉駅が130,752人となっています。（「令和元年版川崎市統計書」より）

■市内の主な道路・路線



|              | 市域を横断<br>(東京-横浜)   | 市域を縦貫<br>(臨海部-北部) |
|--------------|--------------------|-------------------|
| 道路網 (主要幹線道路) | 9 路線 (大部分が 4 車線以上) | 3 路線 (大部分が 2 車線)  |
| 鉄道網 (旅客線)    | 14 路線 (6 鉄道事業者)    | 1 路線 (JR 南武線)     |

(3) 産業

本市は 1900 年代から工業都市として発展し、京浜工業地帯の中核として日本の産業を支えてきました。近年は産業の多様化・高度化が進み、国際的な先端産業・研究開発都市へと変貌を遂げています。

特に、川崎臨海部は、全体で約 2,800 ヘクタールの広さがあり、鉄鋼、石油、エネルギー、物流等の工場や事業所が集積し、コンビナートを形成しています。近年は、国際化の進展に伴う産業構造の転換によって、立地企業が研究開発機能と生産機能を併せ持つ拠点として整備を進めているほか、環境調和型の新たな事業の展開や、物流関連施設の進出など、新たな取組が進められている地域でもあります。

歴史的に造成事業によって埋め立てられた地域であるため、軟弱地盤、地盤沈下という二つの大きな課題があることや、陸続きしていない区域がいずれも一本の道路・橋梁や海底トンネルによって他の区域と結ばれていることから、地震等による災害が発生した場合、孤立する危険性が高いエリアでもあります。また、市内の危険物施設等の大半が臨海部にあることから、複合災害についても注意する必要があります。

(写真) 川崎臨海部のコンビナート地帯

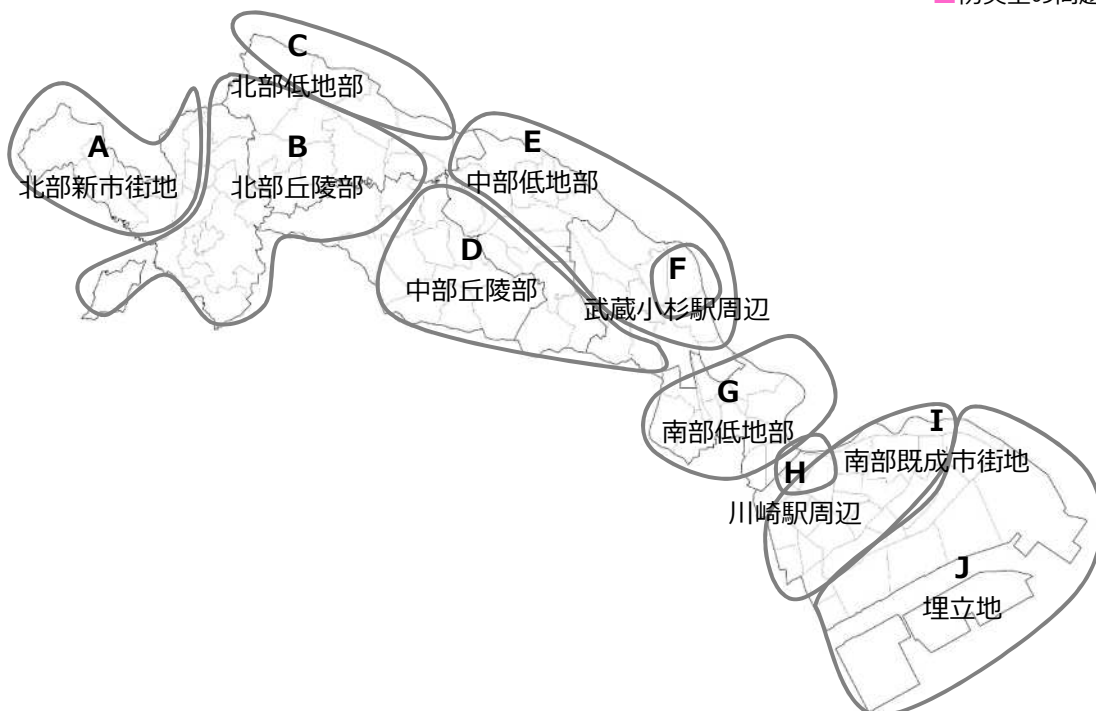


(4) 市街地環境から見た地域特性

平成 27 年 3 月に策定された「川崎市防災都市づくり基本計画」では、地域ごとの特性と防災上の問題点について、市内を A~J の 10 地域に分類して、土地利用種別、木造老朽率人口増減等の 12 項目について以下のとおり整理しています。

| 市街地環境等から見た地域特性     | A      | B         | C     | D     | E                 | F       | G          | H     | I       | J   |
|--------------------|--------|-----------|-------|-------|-------------------|---------|------------|-------|---------|-----|
|                    | 北部新市街地 | 北部丘陵部     | 北部低地部 | 中部丘陵部 | 中部低地部             | 武蔵小杉駅周辺 | 南部低地部      | 川崎駅周辺 | 南部既成市街地 | 埋立地 |
| 土地利用種別             | 住居系    | 住居系・商業系   |       | 住居系   | 住居系<br>工業系<br>商業系 | 商業系     | 住居系<br>工業系 | 商業系   | 住居系     | 工業系 |
| 地形                 | 丘陵部    |           | 低地部   | 丘陵部   | 低地部               |         |            |       |         | 埋立地 |
| 市街地形成の時期           | 新      | 新・中       | 中     | 中     | 古                 | 古       | 古          | 古     | 古       | 中・古 |
| 幅員 4m 未満道路と木造密集市街地 | 低      | 低         | 低     | 低     | 中                 | 低       | 高          | 低     | 高       | 低   |
| 建物老朽率              | 少      | 少~中       | 中     | 中     | 一部多               | 一部多     | 多          | 一部多   | 多       | -   |
| 木造率                | 多      | 多         | 中     | 多     | 一部多               | 少       | 中          | 少     | 一部多     | -   |
| 宅地細分化等の傾向          | 細分化    | 細分化、一部集約化 | -     | -     | 一部集約化             | 集約化     | -          | 集約化   | 一部集約化   | -   |
| 広域避難困難区域           | 有※     | 一部有※      | 無     | 一部有※  | 無                 | 無       | 一部有※       | 無     | 無       | 有   |
| 都市的空地              | 多      | 多         | 中     | 中     | 少                 | 多       | 少          | 中     | 中       | 多   |
| 自然的土地利用            | 多      | 多         | 中     | 中     | 少                 | 少       | 少          | 少     | 中       | 多   |
| 人口増減               | 増      | 減         | 維持    | 維持    | 増                 | 増       | 減          | 増     | 減       | -   |
| 高齢化率               | 一部高    | 高         | -     | 一部高   | -                 | -       | 高          | -     | 高       | -   |

■ 防災上の問題点



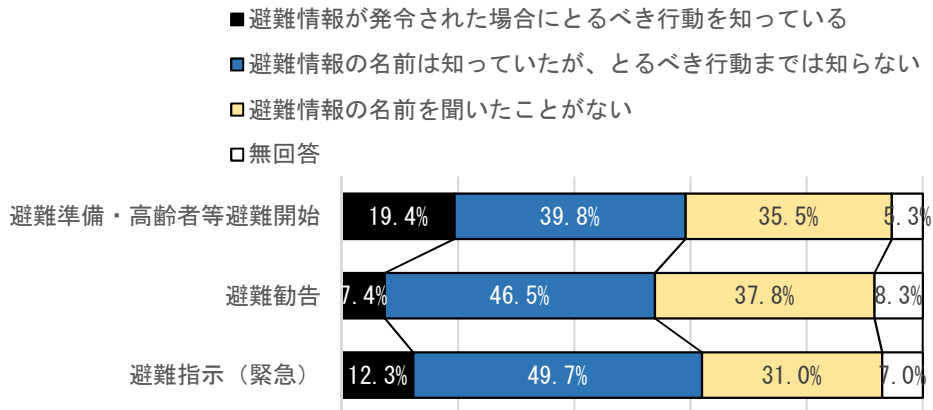


#### 4 市民の防災意識

平成 30 年に実施した市民アンケートでは、自分の住んでいる地域の風水害の危険性について、「知らない」と回答した割合が洪水・土砂災害ともに 30%前後でした。また、避難勧告等の避難情報が発令された場合に「とるべき行動を知っている」と回答した割合は 40%前後でした。

避難情報について(n=1,540)

平成 30 年度かわさき市民アンケートより抜粋  
(一部データ表示を加工)



また、平成 28 年度に実施した市民アンケートの調査結果では、大地震など大規模な災害に備えた家庭内の取組を行っている人の割合が、平成 25 年度調査と比較して減少していたため、タブロイド誌「号外！備える。かわさき」を全戸配布し、災害に備えた取組の必要性について啓発を行いました。

災害による被害を最小限にとどめるためには、「自助・共助・公助」の役割に基づく防災活動が重要であることから、引き続き防災知識の普及と意識の高揚を図る必要があります。

| Q：大地震など大規模な災害に備えるための家庭内の取組<br>(※H25・28 調査で重複する回答項目を掲載) | H25 調査  | H28 調査  |
|--|---------|---------|
|  | n=1,422 | n=1,351 |
| 懐中電灯などの、停電に対する備えがある                                    | 79.0%   | 64.2%   |
| 避難所を確認している   | 44.2%   | 39.1%   |
| 3日分以上の飲料水（1人1日3リットル）が家にある                              | 43.4%   | 43.2%   |
| 家具類の適切な配置や転倒防止の対策を行っている                                | 39.5%   | 34.9%   |
| 3日分以上の食料が家にある  | 38.7%   | 33.3%   |
| 家族との連絡方法を決めている   | 33.1%   | 30.4%   |
| 窓ガラスの飛散防止の対策を行っている                                     | 7.1%    | 6.7%    |

平成 25・28 年度かわさき市民アンケートより  
(一部データ表示を加工)



「号外！備える。かわさき」  
(平成 29 年 9 月全戸配布)

## 第4章 川崎市の防災対策の現状

### 1 強靱化に係る主な取組の現状

前計画である国土強靱化地域計画では、本市の強靱化に係る取組について、毎年進捗管理を行っていました。

主な取組の現状値（令和元年度見込）は以下のとおりです。

#### ① 建築物の対策

| 主な取組名称         | 所管局             | 参考となる指標等   | これまでの取組等  |
|----------------|-----------------|--|---|
| 住宅の耐震化         | まちづくり局          | 【耐震化率】<br>92.4% (H27)<br>↓<br>95.6% (R2)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・H28.3に改定した「耐震改修促進計画」に基づき、各種助成制度を運用し、住宅や特定建築物の耐震化を促進しました。</li> <li>・「防災フェア」「マンション管理基礎セミナー」等の各種イベントに参加し、耐震化について一層の普及・啓発に努めました。</li> </ul>   |
| 特定建築物（※）の耐震化   | まちづくり局          | 【耐震化率】<br>92.4% (H27)<br>↓<br>95.2% (R2)           |   |
| 公共建築物（庁舎等）の耐震化 | まちづくり局          | 【耐震化率】<br>100%                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止及び使用停止中を除き、耐震化工事等を完了しました。</li> <li>・廃止及び使用停止中の施設6棟の解体を完了しました。</li> </ul>  |
| 社会福祉施設の耐震化     | 健康福祉局<br>こども未来局 | 【耐震化率】<br>100%                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設である老人いこいの家（48棟）・児童厚生施設であるこども文化センター（58施設）については耐震化済みです。</li> </ul>  |
| 消防署所の耐震化       | 消防局             | 【耐震化率】<br>100%                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署所等の耐震整備済みです。</li> <li>・老朽化した庁舎の改修・改築整備を計画的に進めています。</li> </ul>  |
| 災害拠点病院の耐震化     | 病院局<br>健康福祉局    | 【耐震化率】<br>83%<br>(残り1病院)                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立病院を含む市内6病院のうち、5病院が整備完了です。（聖マリアンナ医科大学病院について引き続き整備を進めます。）</li> </ul>  |
| 密集市街地の改善（※）    | まちづくり局          | 【想定消失棟数の削減割合（※）】<br>16.8% (H28)<br>↓<br>28.3% (R1) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃化推進条例及び補助制度（老朽建築物除却工事補助・耐火性能強化工事補助）の活用により、住宅等の不燃化の推進や防災空地の創出を進めています。</li> <li>※不燃化重点対策地区として、川崎市小田周辺地区、幸区幸町周辺地区を位置づけ</li> <li>※想定消失棟数の削減割合…H21地震被害想定調査時の想定消失棟数からの削減割合</li> </ul> |

#### ② 道路・河川等の対策

| 主な取組名称    | 所管局   | 参考となる指標等   | これまでの取組等   |
|-----------|-------|--|--|
| 緊急輸送道路の整備 | 建設緑政局 | 【緊急輸送道路に指定された都市計画道路の整備率】<br>84% → 84.5% (H27) (R1) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路に指定された都市計画道路等の計画延長約206kmのうち、約175km整備済みです。（R2.4.1現在）（参考：都市計画道路全体の整備率は68.1%）</li> <li>・緊急輸送道路に指定された道路は全て供用済みです。</li> </ul> |
| 道路の無電柱化   | 建設緑政局 | —  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・R1年度末の時点で、38km整備済みです。（※道路延長ベース）</li> </ul>   |
| 橋りょうの耐震化  | 建設緑政局 | 【耐震化率】<br>47% (H27)<br>↓<br>60% (R1)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市橋梁耐震化計画（H28.6策定）」に基づき、45橋の耐震対策を実施しました。</li> </ul>  |

|                    |       |   |   |
|--------------------|-------|---|---|
| 河川の整備              | 建設緑政局 | 【河川整備率※】<br>80.9% (H27)<br>↓<br>81.1% (R1)                | ・一級河川である五反田川、平瀬川支川を中心に整備を進めています。<br>※河川整備率…時間雨量 50mm の降雨に対応できる河川改修  |
| 重点地区の<br>浸水対策 (下水) | 上下水道局 | 【整備率】 (R1)<br>①H25 重点化地区<br>…100%<br>②H28 重点化地区<br>…23.4% | ・H25 年度重点化地区における雨水管きよや貯留管などの整備が完了しました。(浸水対策実施率: 100%)<br>・H28 年度に新たに設定した重点化地区について、計画を策定し整備を推進しています。(浸水対策実施率: 23.4%)                                       |
| 海岸保全施設<br>の改良      | 港湾局   | 【角落し式陸間の<br>引戸式等整備率】<br>61.5%<br>(R1)                     | ・海岸保全施設である防潮堤については、「海岸保全基本計画」に基づき施設を整備、維持管理しています。<br>・津波・高潮発生時の内陸部への浸水対策及び陸間操作員の安全性確保のため、角落し式の陸間を引戸式等に改良しています。(対象 39 基中、24 基改良済み)                         |
| 緊急物資輸送路<br>の液状化対策  | 港湾局   | 対象工区の<br>整備完了   | ・災害時における緊急物資輸送路を確保するため、液状化現象に伴う埋設管付近の段差発生抑制の対策を図りました。<br>・対象 6 工区の整備が完了しました。(H30)   |
| 耐震強化岸壁<br>の整備      | 港湾局   | —   | ・大規模地震が発生した際に、発災直後から緊急物資の輸送や、経済活動の確保するため、耐震性を強化した係留施設を整備しています。<br>・対象 5 箇所<br>(既設) 東扇島 3 1 号岸壁<br>(事業中) 千鳥町 7 号岸壁・東扇島 9 号岸壁<br>(計画) コンテナ 2 号岸壁・コンテナ 3 号岸壁 |



(写真左・右上) 五反田川放水路整備事業  
(写真右下) 臨港道路東扇島水江町線整備事業

### ③ 市立小中学校の対策

| 主な取組名称                     | 所管局   | 参考となる<br>指標等                            | これまでの取組等   |
|----------------------------|-------|---|--|
| 市立小中学校<br>の耐震化             | 教育委員会 | 【耐震化率】<br>100%                          | ・学校の耐震化…H24 年度に完了しました。<br>・屋内運動場の吊天井、バスケットゴール及び照明の耐震化…<br>H27 年度に完了しました。<br>・特定天井対策…H29 年度に完了しました。<br>・教室照明の改修…R2 年度に完了予定です。 |
| 市立小中学校等へ<br>の灯油式発電機<br>の設置 | 教育委員会 | 【工事実施率】<br>100%                         | ・避難所等なる体育館等への電力供給を目的として、灯油を燃料とする非常用発電機を整備しました。(市立学校 173 校整備完了)   |
| 市立小中学校等の<br>複数熱源化          | 教育委員会 | 【工事実施率】<br>17.5% (H26)<br>↓<br>86% (R1) | ・複数熱源化として LP ガス設備の設置・切替改修工事等の整備を実施しています。(市立学校 100 校設置済み、R2 年度に全校完了予定)  |

④ ライフライン（上下水）の対策

| 主な取組名称         | 所管局   | 参考となる指標等   | これまでの取組等  |
|----------------|-------|--|---|
| 水道施設の耐震化       | 上下水道局 | 【耐震化率】<br>・浄水施設 100%<br>・配水施設 98.5%<br>(R1)                          | ・浄水施設は再構築・耐震化済みです。<br>・配水池・配水塔など基幹構造物の耐震化を推進し、耐震化率は98.5%となりました。   |
| 基幹管路（水道）の耐震化   | 上下水道局 | 【耐震化率】<br>75% (H26)<br>↓<br>79.3% (R1)                               | ・導水管や送水管、配水本管など、口径の大きい管路の耐震補強工事や更新などを行っています。<br>・基幹管路の2重化、ネットワーク化（連絡管）を進めています。  |
| 管路（水道）の耐震化     | 上下水道局 | 【耐震化率】<br>・重要な管路…<br>91.4%<br>・水道管路…<br>34.9%<br>(R1)                | ・重要施設（市立小・中・高等学校等の避難所及び重要な医療機関）への供給ルートや震災時の被害が懸念される老朽配水管など重要な管路の優先的な耐震化を推進しています。<br>(重要な管路については、R4年度完了予定)   |
| 開設不要型応急給水拠点の整備 | 上下水道局 | 【整備率】<br>12.2% (H27)<br>↓<br>43.1% (R1)                              | ・配水池・配水塔併設型については、R1年度末で7箇所整備完了しています。<br>・市立小中学校については、R1年度末で68校整備完了しています。<br>(通常の応急給水拠点については、半径750m以内での受水が可能となっています。)  |
| 管路（工業用水）の耐震化   | 上下水道局 | 【耐震化率】<br>95% (H26)<br>↓<br>97.8% (R1)                               | ・工業用水道管路の更新・耐震化を推進しています。  |
| 重要な管きよ（下水）の耐震化 | 上下水道局 | 【耐震化率】<br>・川崎駅以南…<br>99.0% (R1)<br>※【耐震化実施率】<br>・川崎駅以北…<br>1.7% (R1) | ・被災時に機能確保が必要となる避難所や重要な医療機関等を水処理センターとを結ぶ管きよ等を「重要な管きよ」として、優先的に整備しています。<br>・老朽管が多く地盤の液状化による被害が想定される川崎駅以南の地域については、令和2年度に終了する見込みです。引き続き、耐震診断の完了した川崎駅以北の地域についても取組を推進していきます。 |
| 下水道施設の地震・津波対策  | 上下水道局 | 【耐震化率】<br>・管理機能…100%   | ・水処理センター・ポンプ場の耐震化については、管理機能（施設を運転・制御する機能）の整備を完了しましたが、引き続き揚水機能の確保に向けた取組を推進していきます。<br>・津波浸水被害が想定されている入江崎水処理センターの西系施設・沈砂池管理棟の浸水対策が完了しました。                                |

※耐震化が必要な重要な管きよのうち耐震化が完了した延長

⑤ 情報収集・伝達体制の強化

| 主な取組名称          | 所管局          | 参考となる指標等                 | これまでの取組等   |
|-----------------|--------------|--------------------------|--|
| 総合防災情報システムの運用強化 | 危機管理室        | —                        | ・H21.3システム稼働開始から、JアラートやLアラートなど各種情報通信システムとの連携や、エリアメール/緊急速報メール配信機能の追加、川崎市iDCへの重要機能の移行等、機能強化と継続運用を実施しています。<br>・R3年度には、次期総合防災情報システムに移行予定です。            |
| 災害情報カメラ等の整備運用   | 危機管理室<br>関係局 | —                        | ・被害状況等を把握するための災害情報カメラや水位計、地震計を整備し、正常な機能を維持しています。<br>・災害情報カメラ…市内5か所（7台）設置<br>・水位計…6か所、地震計…10か所<br><br>(※その他、河川や水門の監視カメラやヘリテレ等についても、各所管局で整備運用しています。) |
| 同報系防災行政無線の整備    | 危機管理室        | 【デジタル無線機の整備進捗率】<br>64.5% | ・土砂災害警戒区域、津波浸水予想地域等に屋外受信機を増設して音声到達範囲を拡充しています。また、アナログ式屋外及び戸別受信機等のデジタル化を推進しています。   |
| 災害時における広報の充実    | 危機管理室        | —                        | ・災害情報を、市ホームページ、メールニュースかわさき、緊急速報メール等様々な情報伝達手段を用いて、継続して配信しています。<br>・また、各種メディアを活用した情報配信を実施しています。  |

⑥ 災害に備えた各種対策（訓練・啓発等）

| 主な取組名称               | 所管局                | 参考となる指標等 | これまでの取組等   |
|----------------------|--------------------|----------|--|
| ハザードマップ等を用いた市民への防災啓発 | 危機管理室<br>各区<br>関係局 | —        | ・防災啓発冊子の配布や、ぼうさい出前講座の実施、各種イベントでの啓発により、災害ごとの危険性や避難方法等について周知し、市民の危機意識の向上を図っています。<br>・ぼうさい出前講座開催数…227回（R1）      |
| 地域に対する防災まちづくり支援      | まちづくり局<br>各区       | —        | ・防災まちづくり推進地区において、ワークショップやまち歩き、活動計画の策定支援等、地域住民との協働による防災まちづくりの支援を実施しています。<br>・取組地区…9地区（毎年新規に3地区を加えて、各地区で3年間実施） |
| 自主防災組織や避難所運営会議の活動支援  | 危機管理室<br>各区        | —        | ・自主防災組織による防災訓練や啓発活動の実施を支援するとともに、活動の活性化、地域防災力の向上を支援するための助成を行っています。<br>・自主防災組織数…750組織<br>・R1自主防災組織訓練開催数…498回   |
| 災害対応力の向上（訓練・研修等）     | 危機管理室<br>各区<br>関係局 | —        | ・川崎市総合防災訓練をはじめとする各種訓練や研修を実施して、組織や職員の能力向上を図り、各関係機関との連携を強化しています。   |



（写真左上）九都県市合同防災訓練の様子  
（写真右上）防災まちづくりワークショップ



（写真左下）こども防災塾の様子  
（写真右下）紙芝居を用いた防災啓発

2 地震防災戦略の減災目標に対する達成状況

地震防災戦略では、以下の減災目標を設定し、各種地震対策を推進してきました。

令和2年度時点で減災効果を算出したところ、想定死者は約510人となり、平成21（2009）年度想定死者数の約1,140人から、約55%の減災効果を達成する見込みです。

また、津波被害による死者数については、地震防災戦略に位置付けられた各減災施策の取組を踏まえ、減災効果を定性的に検証しました。

| 項目   | 目標   | 達成状況（令和2年度末時点）  |
|------|--|---|
| 死者   | 計画期間（令和2年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成21年度想定）で想定される死者数の概ね半減を目標とします。<br>約1,140人⇒約570人<br>（平成27年度時点849人） | 約510人（減災効果：約55%）  |
| 津波被害 | 慶長型地震で想定される津波による死者数ゼロを目標とします。<br>約5,820人<br>⇒0人  | 以下の減災施策の取組状況を踏まえ、「減少傾向」<br>・津波避難施設の確保104施設（収容人数約25万人）<br>・津波ハザードマップ、標識等による周知啓発<br>・津波避難訓練の実施<br>（参考）避難しない場合の死者数 約5,820人 |

## 第5章 川崎市の健康診断（脆弱性評価）

第2章で設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と「施策分野」ごとに、本市の現状（施策の実施状況等）を整理し、脆弱性を分析・評価等を行いました。

### 1 リスクシナリオ・施策分野ごとの施策の実施状況等の整理

本市の現状を把握するために、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と「施策分野」で構成する、別紙「脆弱性評価マトリクス表」（以下「マトリクス表」という。）により、施策（取組が完了したものを含む。）の実施状況等を整理しました。

### 2 リスクシナリオごとの脆弱性の分析・評価

マトリクス表による現状把握を踏まえつつ、次のチェックポイントを設定し、実態に即した脆弱性の分析・評価を行いました。

#### ◇脆弱性の分析・評価のためのチェックポイント◇

##### (1) 「リスクシナリオを回避するための視点」に対応する施策はあるか

国土強靱化基本計画における脆弱性評価等を参考にして、「リスクシナリオを回避するための視点」を設定しました。各リスクシナリオにおいて、回避するための視点に対応する施策がない場合は、脆弱性が大きいと判断します。

##### (2) マトリクス表の施策分野における空欄等の脆弱性への影響の有無

マトリクス表に施策の実施状況を整理した際、空欄となる箇所や、施策が少ない箇所等が必ず出てきます。該当箇所の施策の有無が脆弱性に影響しないかを考慮し、脆弱性を評価します。

##### (3) リスクシナリオに対応する訓練や防災教育・啓発は行っているか

これまでの計画では、訓練や防災教育・啓発をひとまとめにしていたため、各リスクシナリオに対応した訓練や防災教育・啓発を実施しているかが不明瞭でした。訓練や防災教育・啓発は重要なソフト対策であるため、リスクシナリオ毎に取組が実施されているかをチェックし、脆弱性評価に反映します。

##### (4) 各施策の進捗状況や課題の確認

マトリクス表からは、各施策の進捗状況や課題までは読み取れないため、国土強靱化地域計画及び地震防災戦略において実施している各施策の進捗管理や関係局へのヒアリング等により、各施策の進捗状況や課題を確認し、脆弱性評価に反映します。

##### (5) 近年の災害事例の反映

近年、各地で災害が頻発化・激甚化しており、令和元年東日本台風では本市も災害救助法を適用しました。これらの災害から学んだ教訓や課題についても、脆弱性評価の判断材料とします。

### 3 推進方針等の設定

リスクシナリオへの対応が、より分かりやすくなるよう、リスクシナリオごとに、現状やリスクシナリオを回避するための視点、脆弱性評価結果及び推進方針、それを踏まえた取り組むべき主な事業などを整理することとしました。

4 現状の川崎市の健康診断結果（脆弱性評価結果）、推進方針等

◆結果の見方◆

|                   |   |
|-------------------|---|
| リスクシナリオ           | ・リスクシナリオ名   |
| 現 状               | ・計画策定時点での起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に対応する本市の現状を記載しています。  |
| リスクシナリオを回避するための視点 | ・本市の現状を受け、リスクシナリオを回避するための視点を記載しています。  |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | ・マトリクス表と各施策の進捗状況や課題、近年の災害事例の反映等を踏まえた上で、現状の本市の脆弱性評価結果及び推進方針を記載しています。   |
| 取り組むべき主な事業        | ・今後取り組むべき主な事業について掲載しています。ここでは全ての事業は掲載できないため、全事業については別紙「強化事業一覧表」でまとめています。<br>・また【重点】とある事業は第6章にある重点事業の選定基準により選定した重点事業になります。詳細は52ページをご覧ください。 |
| 業績指標              | ・かわさき強化計画の進捗管理及び評価のため、リスクシナリオごとに業績指標を設定しました。なお、業績指標は第7章で集約し一覧化しています。  |

(1) カテゴリー1 直接死を防ぐ

|                   |   |
|-------------------|---|
| リスクシナリオ           | <b>1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生</b>  |
| 現 状               | 川崎市耐震改修促進計画に基づき、令和2年度までに民間の特定建築物や住宅の耐震化率95%を目指して取組を進めています。<br>公共建築物については、旧耐震設計基準による庁舎等のうち、耐震改修促進法に定める特定建築物及び地震防災上重要となる重要建築物（以下、特定・重要建築物という）について耐震診断を実施し、対策が必要と判断された施設について、平成27年度末までに耐震対策が完了しています。また、令和2年から市役所本庁舎の建替工事が着工され、令和4年度末に竣工の予定で整備を進めています。<br>橋りょうについては、川崎市橋梁耐震化計画に基づき耐震対策を実施することで安全性、信頼性の向上に向けた取組を進めています。  |
| リスクシナリオを回避するための視点 | ◆公共建築物のうち、特定・重要建築物については耐震対策が完了していますが、一層の安全の確保に向けて資産マネジメントの視点に基づき、業務継続を前提とした防災対策を検討する必要があります。<br>◆地震による死傷者を防ぐためには住宅・建築物の被害を減らすことが重要であり、減災効果の算定においては、耐震化の促進や不燃化の取組が死者数の低減効果に大きく関わっていることがわかっています。<br>◆地震による橋りょうの落橋等を未然に防止するため、安全性、信頼性の向上の取組の推進が必要です。   |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | 【評価結果】<br>◇民間の特定建築物や住宅の耐震化については、川崎市耐震改修促進計画に基づき令和2年度に耐震化率95%を達成していますが、施設の倒壊等による死傷者の発生防止には耐震化が大きく寄与しており、継続した取組が必要です。<br>◇学校施設を除く一部の公共建築物の特定天井については、既存不適格となっているため、計画的な対策推進が必要です。<br>◇橋りょうの耐震化については、比較的規模の大きい橋りょうなどの耐震対策を実施してきたところですが、落橋等による被害の防止のため、更なる公共構造物の安全性、信頼性の向上が必要です。<br>【推進方針】<br>◇施設の倒壊等による死傷者の発生防止には、まずは耐震化の促進が重要であることから、更なる耐震対策の促進に取り組んでいきます。また、併せて、継続して特定天井対策に取り組んでいきます。<br>◇公共構造物の安全性、信頼性の向上に向けて、引き続き、川崎市橋梁耐震化計画に基づき橋りょうの耐震対策に取り組んでいきます。<br>◇これらのハード対策と併せて、市民の防災意識の向上等のソフト対策に取り組んでいきます。 |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>取り組むべき<br/>主な事業</p> | <p>【重点】 民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化<br/>                 【重点】 民間の特定建築物の耐震化<br/>                 【重点】 資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化<br/>                 【重点】 特定天井対策の推進<br/>                 【重点】 緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持<br/>                 【重点】 緊急輸送道路等における道路法面等の対策<br/>                 【重点】 緊急輸送道路等の無電柱化の推進<br/>                 【重点】 橋りよの耐震化<br/>                 【重点】 老朽化擁壁等の倒壊防止（助成等）<br/>                 【重点】 危険なブロック塀等の改善促進（指導・助成等）<br/>                 【重点】 市民の防災意識等の向上の取組の推進<br/>                 【重点】 地域における主体的な防災まちづくりの支援<br/>                 避難場所等の確保<br/>                 家具等の屋内収容物の地震対策の普及・促進</p> |
| <p>業績指標</p>            | <p>住宅の耐震化率<br/>                 95.6%（R2 年度時点）⇒ 98%以上（R7 年度時点）<br/>                 特定建築物の耐震化率<br/>                 95.2%（R2 年度時点）⇒ 97%以上（R7 年度時点）<br/>                 橋りよの耐震化率<br/>                 60%（R1 年度末）⇒ 79%以上（R7 年度時点）<br/>                 特定天井対策施設数（令和7年度までに全施設事業着手）<br/>                 7 施設（R2 年度時点）⇒ 25 施設（R7 年度時点）<br/>                 防災農地新規登録数<br/>                 18 か所（R1 年時点）⇒ 毎年度 8 か所</p>   |

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <p>リスクシナリオ</p>           | <p><b>1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生</b></p>   |
| <p>現 状</p>               | <p>平成 21 年度の地震被害想定調査で想定された火災延焼による建物被害リスクが市内最大となる 2 地区（小田周辺地区、幸町周辺地区）を不燃化重点対策地区に定め、地震被害想定調査（平成 21 年調査）と比較し、建物焼失棟数の早期 3 割削減に向けて、補助の実施や、防災空地の創出等の支援に取り組んでいます。（令和元年度末 28.3%削減）</p> <p>また、不燃化重点対策地区に次いで危険性の高い地区においては、地域の主体的な防災活動を促し、自助・共助を進めることで災害に強いまちづくりを目指す防災まちづくり支援を行っています。</p> <p>地域における防災の中核的存在である消防団について、団員の確保による活動の充実・強化が必要ですが、高齢化や雇用体系の変化（被用者の増）等により団員の充足率は減少傾向にあります。（令和2年4月現在…消防団員数：1,105 人（充足率：82.2%））</p> <p>令和2年度から機能別団員の制度を導入しました。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>機能別団員…常に地域防災の要として活躍している既存の消防団員に対して、大規模災害時等に限定して対応する大規模災害団員（災害対応活動・後方支援活動）及び火災予防等の消防広報に限定した活動を行う広報活動団員を総称して機能別団員と言います。</p> </div> |
| <p>リスクシナリオを回避するための視点</p> | <p>◆密集市街地を改善することが重要です。<br/>                 ◆大規模火災が発生すると消防力や医療体制が不足するおそれがあり、消防団の充実強化や住民・企業の自発的な防災活動への取組、広域的な連携体制の構築などが重要です。</p>   |
| <p>脆弱性評価結果及び推進方針</p>     | <p>【評価結果】</p> <p>◇平成 21 年度の地震被害想定調査に基づき建物被害リスクが市内最大となる 2 地区を不燃化重点対策地区に定め、建物消失棟数の削減の取組みを進めているところですが、更なる被災リスクの低減を図る必要があります。</p> <p>◇大規模火災による死傷者の発生を防ぐためには、消防団による地域の消防力の向上や初期消火活動の充実により、大規模火災の発生の抑制を図る必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇不燃化重点対策地区を中心に、引き続き、ハード・ソフトの両面からの減災対策に取り組んでいきます。</p> <p>◇地域の消防力の向上等に向けて、地域における防災の中核的存在である消防団員の確保・充実と地域の消防力の充実強化に取り組んでいきます。</p>   |



|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>取り組むべき<br/>主な事業</p> | <p>【重点】密集市街地の改善<br/>【重点】幹線道路の整備<br/>【重点】公園緑地の整備<br/>【重点】耐震性防火水槽の整備<br/>【重点】消防資機材等の整備<br/>【重点】関係機関等と連携した訓練の実施<br/>【重点】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】<br/>【重点】地域における主体的な防災まちづくりの支援【再】<br/>消防団員の確保・充実</p>   |
| <p>業績指標</p>            | <p>不燃化重点対策地区における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合（H21 比較）<br/>28.3%（R1 年度時点） ⇒ 35%以上（R7 年度時点）<br/>耐震性貯水槽の整備（充足率）<br/>96.5%（R1 年度時点） ⇒ 毎年 95%維持<br/>火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率<br/>38.4%（R3 年度時点） ⇒ 37%以下（R7 年度時点）<br/>出火率（火災件数/人口 1 万人）<br/>2.19 件（H29～R3 平均） ⇒ 2.18 件以下（R3～R7 平均）<br/>1 人あたりの公園緑地面積<br/>4.9 m<sup>2</sup>/人（R2 年度時点） ⇒ 5.0 m<sup>2</sup>/人以上（R7 年度時点）</p> |

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <p>リスクシナリオ</p>           | <p><b>1-3 広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生</b></p>   |
| <p>現状</p>                | <p>津波対策の基本方針として、発生頻度の高い津波については海岸保全施設等により津波の市街への侵入を防ぎ、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波については住民の避難等のソフト対策を主体とした取組により減災に努めることとしています。<br/>本市に最大の津波被害をもたらす慶長型地震の津波による要避難者数約 15 万人に対し、津波避難施設で約 15 万人、津波避難場所を含めると約 25 万人分の収容人数分を確保しています。</p>  |
| <p>リスクシナリオを回避するための視点</p> | <p>◆海岸保全施設の適切な維持管理や陸閘の改良により、津波・高潮による浸水からの防護を図ることが必要です。<br/>◆津波発生時に、確実な避難行動につなげるための情報発信や市民・事業者の防災意識の高揚を図ることが重要です。</p>  |
| <p>脆弱性評価結果及び推進方針</p>     | <p>【評価結果】<br/>◇津波、高潮による被害を防ぐためには、ハード対策・ソフト対策を効果的に組み合わせることが重要であり、発生頻度の高い津波等については、海岸保全施設が有効に機能することが必要です。<br/>◇甚大な被害をもたらす最大クラスの津波については、ハード対策だけでなく、津波発生の早期確認と情報発信、地域住民等の適切かつ早急な避難行動が重要であり、地域住民等の災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上が必要です。<br/>【推進方針】<br/>◇津波、高潮による浸水被害を防ぐため、引き続き、海岸保全施設の適切な維持管理等に取り組んでいきます。<br/>◇地域住民等の適切かつ早急な避難行動等を促すため、引き続き、津波避難訓練等による防災意識の高揚と対応力の向上に向けて様々な手段・機会を活用した啓発に取り組むとともに、海岸保全施設・資機材等の操作点検や訓練の実施に取り組んでいきます。</p> |
| <p>取り組むべき<br/>主な事業</p>   | <p>【重点】海岸保全施設の改良<br/>【重点】災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組<br/>【重点】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】<br/>津波災害等を想定した情報伝達・陸閘等の操作点検<br/>津波ハザードマップの作成・周知</p>   |
| <p>業績指標</p>              | <p>海岸堤防等の整備率（角落し式陸閘の引戸式化）<br/>61.5%（R1 年度時点） ⇒ 100%（R6 年度時点）</p>  |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>リスクシナリオ</p>           | <p><b>1-4 風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生</b></p>   |
| <p>現 状</p>               | <p>市内には、国・県が管理する一級河川と、市が管理する河川があり、治水対策においては、河川管理者との連携が必要不可欠となります。</p> <p>本市が工事と維持を行う一級河川平瀬川支川については、時間雨量 50 mm（3年に1回程度）の降雨を安全に流下することができるよう河川改修工事を進めています。</p> <p>現在、五反田川放水路については、令和5年度を目途に整備を行っています。（令和2年度より、貯留施設のみ暫定運用が始まっています。）</p> <p>また、雨水管きよ等については5年に1回程度の降雨に対応しています。</p> <p>令和元年東日本台風では、多摩川の石原水位観測所や田園調布（上）水位観測所の区間で氾濫危険水位を大きく超過しました。多摩川流域における今後の治水対策について、関係機関が連携し、多摩川緊急治水対策プロジェクトとしてとりまとめ対策に取り組んでいます。</p>   |
| <p>リスクシナリオを回避するための視点</p> | <p>◆令和元年東日本台風での検証結果を踏まえるなど、浸水対策や河川の氾濫・高潮への対策等、防御施設の整備や適切な維持管理が必要です。</p> <p>◆施設では守り切れない浸水被害は必ず発生するとの考えに立ち、ハード・ソフトが一体となった取組が必要であり、自らの命は自らが守る基本理念のもと、マイタイムライン等を活用した市民への啓発に取り組むとともに、災害情報の適切な発信を行うことが重要です。</p>  |
| <p>脆弱性評価結果及び推進方針</p>     | <p>【評価結果】</p> <p>◇令和元年東日本台風での検証結果を踏まえた各種対策に取り組んでいますが、関係機関を含めた中長期的な視点に立って適切に進捗管理を行う必要があります。</p> <p>◇風水害は、タイムラインに基づく事前の準備等や気象情報、水位等の情報を踏まえた対応が可能であり、地震とは異なる判断や対応が求められることを理解しておくことが必要です。</p> <p>◇施設を利用している要配慮者も含め、被災リスクの低減を図るため、浸水想定区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上が必要です。</p> <p>◇地域防災力の向上のためには、ハード対策と併せて、更なる地域住民等の災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上が必要です。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇令和元年東日本台風での検証結果を踏まえ、国、県、関係自治体等の関係機関との連携を図りながら、浸水対策、治水対策等に着実に取り組んでいきます。</p> <p>◇地震とは異なる風水害の特性を踏まえ、風水害に対応した図上訓練等の継続的な実施に取り組んでいきます。</p> <p>◇浸水想定区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上を図るため、引き続き、避難確保計画の策定や訓練の実施の促進に取り組んでいきます。</p> <p>◇マイタイムライン等の活用や分散避難の周知など、地域住民等の災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上を図るため、引き続き、様々な手段・機会を活用した啓発に取り組んでいきます。</p> |
| <p>取り組むべき主な事業</p>        | <p>【重点】 立地適正化計画策定事業</p> <p>【重点】 海岸保全施設の改良【再】</p> <p>【重点】 関係機関等と連携した訓練の実施【再】</p> <p>【重点】 災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組【再】</p> <p>【重点】 市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】</p> <p>多摩川緊急治水対策に関連する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【重点】 河川施設の整備・機能向上等</li> <li>・【重点】 適切な維持管理や雨水流出抑制施設の設置指導</li> <li>・【重点】 浸水被害軽減対策の推進</li> <li>・【重点】 適切な避難行動の周知（マイタイムライン等の活用）</li> <li>・【重点】 要配慮者施設等の防災力向上</li> </ul>   |
| <p>業績指標</p>              | <p>河川整備率（時間雨量 50mm 対応）</p> <p>81.1%（R1 年度時点） ⇒ 91%以上（R7 年度時点）</p> <p>五反田川放水路の供用により洪水による氾濫から守られる面積の割合</p> <p>50%（R3 年度時点） ⇒ 100%（R7 年度時点）</p> <p>河川施設の機能を保全するための緊急対策工事実施率</p> <p>47%（R3 年度時点） ⇒ 87%以上（R7 年度時点）</p> <p>浸水対策実施率（重点地区：三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区）</p> <p>24.3%（R2 年度時点） ⇒ 40.8%以上（R7 年度時点）</p> <p>排水樋管周辺地域の浸水対策累計実施数</p> <p>累計 5 対策（64.4%）（R2 年度時点） ⇒ 累計 7 対策（65.2%）（R7 年度時点）</p> <p>避難所を知っている人の割合</p> <p>49.5%（R3 年度時点） ⇒ 60%以上（R7 年度時点）</p>   |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>業績指標<br/>(続き)</p>     | <p>震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合<br/>52.9% (R3 年度時点) ⇒ 60%以上 (R7 年度時点)<br/>市域の温室効果ガス排出量の削減割合<br/>1990 年度比 - 23.6%、2013 年度比 - 10.2% (R1 年度暫定値)<br/>⇒ 1990 年度比 - 26.0%、2013 年度比 - 13.1% (R5 年度)</p>   |
| <p>リスクシナリオ</p>           | <p><b>1-5 土砂災害等による死傷者の発生</b></p>   |
| <p>現状</p>                | <p>本市では急傾斜地の多い北西部を中心に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等及び急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。(土砂災害警戒区域 762 区域、土砂災害特別警戒区域 (多摩区・麻生区) 370 区域 (令和 3 年 3 月 19 日現在、未指定あり))<br/>県の指定する急傾斜地崩壊危険区域については市内 102 箇所 (平成 30 年 3 月) が指定されており、一定の基準を満たす場合は、急傾斜地崩壊防止工事を実施しています。<br/>宅地災害の予防対策として、老朽化した擁壁等の改修工事の促進を図るため工事費の一部を助成する「川崎市宅地防災工事助成金制度」の活用や、住宅金融支援機構で行っている「宅地防災工事資金融資制度」の活用を促しています。</p>   |
| <p>リスクシナリオを回避するための視点</p> | <p>◆土砂災害等への施設のみでの対応は困難であるため、ハード対策に加え、「逃げ遅れの発生」に至らないよう、適切な避難行動を啓発することが重要です。<br/>◆火山災害について、本市においては直接的被害を生じる溶岩流や火砕流等の影響はありませんが、降灰による影響は想定されていることから、国等の動向も注視しながら対策を検討する必要があります。</p>  |
| <p>脆弱性評価結果及び推進方針</p>     | <p>【評価結果】<br/>◇風水害は、タイムラインに基づく事前の準備等や気象情報、水位等の情報を踏まえた対応が可能であり、地震とは異なる判断や対応が求められることを理解しておくことが必要です。<br/>◇施設を利用している要配慮者も含め、被災リスクの低減を図るため、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上が必要です。<br/>◇これまで急傾斜地の多い北西部を中心に警戒区域の設定や急傾斜地崩壊防止工事等を実施してきたところですが、地域防災力の向上のためには、ハード対策と併せて、更なる地域住民等の災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上が必要です。<br/>◇宅地災害の予防対策として、老朽化した擁壁等の改修工事費の一部助成等を実施してきましたが、引き続き、老朽化擁壁等の倒壊による宅地災害の予防が必要です。<br/>◇火山災害については、直接的な人的被害等の可能性は低いものと考えられますが、影響が広範囲にわたる可能性が高く、関係機関との広域的な連携が必要です。</p> <p>【推進方針】<br/>◇地震とは異なる風水害の特性を踏まえ、風水害に対応した図上訓練等の継続的な実施に取り組んでいきます。<br/>◇土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上を図るため、引き続き、避難確保計画の策定や訓練の実施の促進に取り組んでいきます。<br/>◇マイタイムライン等の活用や分散避難の周知など、地域住民等の災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上を図るため、引き続き、様々な手段・機会を活用した啓発に取り組んでいきます。<br/>◇老朽化擁壁等の倒壊による宅地災害の予防に向けて、改修工事の更なる促進を図るため、引き続き、市民への助成制度等の活用等の啓発に取り組んでいきます。<br/>◇富士山が噴火した場合の被害想定や市民生活に与える影響などについて、国・県・近隣自治体とも連携して検討を進めていきます。</p> |
| <p>取り組むべき主な事業</p>        | <p>【重点】宅地耐震化推進事業の推進 (大規模盛土造成地の調査等)<br/>【重点】自主防災組織や避難所運営会議の活動支援<br/>【重点】崖・擁壁の相談対策事業<br/>【重点】崖の変動観測事業<br/>【重点】立地適正化計画策定事業【再】<br/>【重点】老朽化擁壁等の倒壊防止 (助成等) 【再】<br/>【重点】緊急輸送道路等における道路法面等の対策【再】<br/>【重点】要配慮者施設等の防災力向上【再】<br/>【重点】関係機関等と連携した訓練の実施【再】<br/>【重点】災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組【再】<br/>【重点】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】<br/>多摩川緊急治水対策に関連する事業<br/>・【重点】要配慮者施設等の防災力向上【再】<br/>火山対策の検討</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 業績指標 | ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施回数<br>2回（R1年度実施） ⇒ 毎年2回実施<br>宅地防災工事に関する一部助成の実施<br>5件（H30年度）、1件（R1年度） ⇒ 5件（R3～R5年度）、6件（R6～R7年度） |
|------|--|

**（2）カテゴリー2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する**

|                   |   |
|-------------------|---|
| リスクシナリオ           | <b>2-1 被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化</b>   |
| 現 状               | 川崎市備蓄計画に基づき、地震による建物の倒壊や全焼により食料を持ち出せなかった方を対象に2食分の公的備蓄を行っています。<br>市民の備蓄については、自助の取組として、最低3日、推奨7日分以上の食料品等を備蓄していただくよう、様々な機会を通じて市民への啓発を行っていますが、平成28年度に実施した市民アンケートの調査結果では、3日以上の飲料水や食料を備蓄している人の割合が、平成25年度調査と比較して減少していました（P.21を参照）。<br>災害時のライフラインの迅速な復旧のため、ライフライン事業者と行政、関係機関の連携体制を構築し、平時から情報共有等を行っています。  |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆被災者を発生させないために、建築物の耐震化や食料の備蓄、ライフラインの耐災害性を確保することが重要です。</li> <li>◆市内での物資の確保が困難になった場合、速やかに国・県・協定先等への応援を要請することが必要です。</li> <li>◆被災地外からの救援物資の円滑な受入のため、道路啓開体制の確保を行うとともに、「物資調達輸送調整等システム」等を踏まえ、避難所まで確実に物資を送り届けるための輸送体制を整備することが必要です。また、物資拠点の円滑な運営のため、物流専門家との協力体制を確保することが必要です。</li> <li>◆被災地での空き巣被害や被災者を狙った詐欺などの発生を防ぐため、警察との連携を含めた平時からの安全対策が必要で。</li> </ul>                       |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | 【評価結果】<br>◇自助の取組としての食料・飲料水等の備蓄についての啓発を進めることで、一定程度市民意識の向上が図られてきましたが、更なる市民の防災意識等の向上等に取り組む必要があります。<br>◇協定等により、国や他の自治体、関係団体等との応援体制の構築に努めているところですが、重要施設の自衛的備蓄と設備の強化を進めるとともに、より安定的かつ効率的な物資供給体制の整備を図る必要があります。<br>【推進方針】<br>◇被災者の避難生活環境の確保等のため、食料・飲料水等の備蓄だけでなく、電力やガソリン等の供給不足に備えたエネルギー対策の啓発にも取り組んでいきます。<br>◇国の物資調達輸送調整等システムとの連携や物流専門家との協力体制の確保等を図り、最新の動向に対応した物資供給体制の整備に取り組むとともに、被災地の治安の悪化を防ぐため、平時からの地域の防犯対策に取り組んでいきます。 |
| 取り組むべき主な事業        | 【重点】避難施設としての学校施設の機能強化<br>【重点】エレベーター等の安全対策（市保有施設）<br>【重点】配水池・配水塔の整備<br>【重点】水道管路の耐震化<br>【重点】民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化【再】<br>【重点】民間の特定建築物の耐震化【再】<br>【重点】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】<br>市物資拠点の確保・整備<br>再生可能エネルギー等の普及促進<br>災害時協定等に基づく受援体制の確保<br>地域における防犯対策の推進   |
| 業績指標              | 配水池・配水塔の耐震化率<br>98.5%（R1年度時点） ⇒ 100%（R4年度時点）<br>管路（水道）の耐震化率<br>水道管路：34.9%（R1年度時点） ⇒ 44.9%以上（R7年度時点）<br>（内、重要な管路：91.4%（R1年度時点） ⇒ 100%（R4年度時点））<br>開設不要型応急給水拠点の整備率<br>43.1%（R1年度時点） ⇒ 100%（R5年度時点）  |

|              |   |
|--------------|---|
| 業績指標<br>(続き) | 家庭内備蓄を行っている人の割合<br>55.2% (R1 年度時点) ⇒ 65%以上 (R7 年度時点)<br>災害時の確保水量<br>16.4 万 m <sup>3</sup> (R2 年度時点) ⇒ 16.6 万 m <sup>3</sup> (R6 年度時点) |
|--------------|---|

|                   |  |
|-------------------|--|
| リスクシナリオ           | <b>2-2 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</b>   |
| 現状                | 消防署等の耐震整備は完了しており、現在は老朽化した庁舎の改修・改築整備を計画的に進めています。浸水対策については、非常用電源設備等の屋上への設置や、止水版等による対応が確にできるよう設置訓練を実施するなどの対応を行っています。<br>また、消防職員が被災することを回避するため、津波からの退避については警防活動指針に定めるところにより、消防活動中に津波による危険が迫った際には避難誘導を主体とした活動に移行し、消防職員の安全及び消防活動の継続を図ることとしています。  |
| リスクシナリオを回避するための視点 | ◆救助・救急活動等の絶対的不足に陥らないためには、そもそもとして災害時の負傷者を低減することが重要であり、耐震化や不燃化の取組が必要です。<br>◆災害時にも機能する拠点を確保するため、消防施設の耐災害化が必要です。<br>◆大規模火災が発生すると消防力や医療体制が不足するおそれがあり、消防団の充実強化や住民・企業の自発的な防災活動への取組、広域的な連携体制の構築などが重要です。  |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | 【評価結果】<br>◇民間の特定建築物や住宅の耐震化については、川崎市耐震改修促進計画に基づき令和2年度に耐震化率95%を達成していますが、施設の倒壊等による死傷者の発生防止には耐震化が大きく寄与しており、継続した取組が必要です。<br>◇消防署等の耐震整備は完了していますが、災害時に消防力を適正に発揮するためには、継続した適切な施設等の維持管理が必要です。<br>◇災害時には消防による救助救急活動や応急救護活動の不足が見込まれるため、自助・共助による救助救急活動や応急救護活動を促進する取組の推進が必要です。<br>【推進方針】<br>◇施設の倒壊等による死傷者の発生防止には、まずは耐震化の促進が重要であることから、更なる耐震対策の促進に取り組んでいきます。<br>◇継続した適切な施設等の維持管理を図るため、資産マネジメントに基づく消防署等の老朽化対策や浸水対策について検討し、計画的に取り組んでいきます。<br>◇災害時に不足する消防による応急救護活動を補うため、自助・共助による救助救急活動や応急救護活動の促進に向けて、引き続き、訓練や啓発に取り組んでいきます。 |
| 取り組むべき主な事業        | 【重点】 消防団の救助・救急活動に必要な資機材の配備と維持管理<br>【重点】 民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化【再】<br>【重点】 民間の特定建築物の耐震化【再】<br>【重点】 資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化【再】<br>【重点】 公園緑地の整備【再】<br>【重点】 関係機関等と連携した訓練の実施【再】<br>【重点】 自主防災組織や避難所運営会議の活動支援【再】<br>【重点】 災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組【再】<br>【重点】 市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】  |
| 業績指標              | 消防団の充足率<br>82.2% (1,105 人) (R2 年 4 月時点) ⇒ 93.0%以上 (1,251 人) (R8 年 4 月時点)<br>※4 年単位で指標を設定しているため、R8 年 4 月時点の目標値とした<br>等々力緑地における災害時の応援部隊の活動拠点面積<br>10.7ha(R2 年度末) ⇒ 14.0ha (R7 年度末)   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| リスクシナリオ           | <b>2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱</b>  |
| 現状                | 平成 24 年度地震被害想定調査において、主要ターミナル駅の周辺の屋外に滞留する帰宅困難者は、市内全域で約 3 万 5 千人に上ると推計されています。また、臨海部においても最大約 3 千 6 百人の帰宅困難者が発生すると想定されています。<br>令和 2 年 4 月時点で、市内 53 ヶ所に帰宅困難者一時滞在施設を指定しています。 |
| リスクシナリオを回避するための視点 | ◆帰宅困難者を生じないためには「むやみに帰宅しないこと」の徹底が必要であることから、勤務先や学校等で一定期間従業員や生徒を滞在させるために必要な食料・飲料水の備蓄について啓発していく必要があります。<br>◆帰宅困難者が発生した場合の帰宅困難者一時滞在施設の整備や必要物資の備蓄が必要です。                      |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>脆弱性評価結果<br/>及び推進方針</p> | <p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇帰宅困難者の発生は一の自治体にとどまらないため、発生抑制に関する周知や対策については広域的な連携が不可欠です。</li> <li>◇本市においても、これまで帰宅困難者一時滞在施設の確保等に努めてきたところですが、帰宅困難者の安全等の確保のためには、帰宅困難者用備蓄品の適正な管理等が必要です。</li> <li>◇駅等において帰宅困難者の安全を確保するためには、関係機関を含めた更なる対応力の向上を図る必要があります。</li> </ul> <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇複数の自治体が連携し、広域的な帰宅困難者対策を推進するため、引き続き、九都県市など、他都市と連携した取組を推進していきます。</li> <li>◇帰宅困難者用備蓄品の適正な管理等のため、未充足物資の整備を進めるとともに、食料や飲料水等の期限が設定されている備蓄品について適正な管理・運用に取り組んでいきます。</li> <li>◇帰宅困難者の安全かつ円滑な帰宅困難者一時滞在施設等への誘導等のため、引き続き、主要ターミナル駅での帰宅困難者対策訓練の実施・検証に取り組んでいきます。</li> </ul> |
| <p>取り組むべき<br/>主な事業</p>    | <p>【重点】 関係機関等と連携した訓練の実施【再】</p> <p>主要駅における帰宅困難者対策の推進</p> <p>広域連携（九都県市・四県市）による帰宅困難者対策の推進</p> <p>避難場所等の確保・管理（帰宅困難者一時滞在施設）</p> <p>公的備蓄の適正管理（帰宅困難者用）</p>  |
| <p>業績指標</p>               | <p>帰宅困難者一時滞在施設の収容確保人員<br/>23,774人（R2年度時点） ⇒ 25,500人以上（R7年度時点）</p>  |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>リスクシナリオ</p>            | <p><b>2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</b></p>   |
| <p>現 状</p>                | <p>災害拠点病院の耐震性については、建替が予定されている一部病院を除き確保されています。また、自家発電機の燃料については、3日分以上が確保されています。水の確保については、水道施設の耐震化及び断水時の優先供給などにより対応することとしています。</p>  |
| <p>リスクシナリオを回避するための視点</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆医療機能の麻痺を防ぐためには、そもそもとして、災害時の負傷者を低減することが重要であることから、耐震化や不燃化の取組を行うことが必要です。また、大規模な被害が発生した場合など、軽症者は相互扶助による応急手当で対応する必要があります。</li> <li>◆災害拠点病院等における耐災害性の向上が必要です。また、人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、水道施設の耐震化や優先復旧等の体制の確保が必要です。</li> <li>◆発災直後からの戦略的対応を可能とする救急医療体制の構築と、支援チームの受け入れを円滑に行うための受援体制を整備する必要があります。</li> </ul>  |
| <p>脆弱性評価結果<br/>及び推進方針</p> | <p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇民間の特定建築物や住宅の耐震化については、川崎市耐震改修促進計画に基づき令和2年度に耐震化率95%を達成していますが、施設の倒壊等による死傷者の発生防止には耐震化が大きく寄与しており、継続した取組が必要です。</li> <li>◇災害時においては、市内の6箇所の災害拠点病院が災害時医療の重要な役割を担うことから、その機能の計画的な維持・向上が必要です。</li> <li>◇災害時における保健医療活動については、訓練等によりその強化に努めているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、更なる災害対応力の向上を図る必要があります。</li> </ul> <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇施設の倒壊等による死傷者の発生防止には、まずは耐震化の促進が重要であることから、更なる耐震対策の促進に取り組んでいきます。</li> <li>◇災害拠点病院の計画的な機能の維持・向上に向けて、電力や水道、下水道等のライフライン対策についても関連事業として取り組むとともに、施設整備中である聖マリアンナ医科大学病院や市立川崎病院について、引き続き、進捗管理に取り組んでいきます。</li> <li>◇更なる災害対応力の向上を図るため、令和元年度末に策定した「川崎市災害時保健医療ガイドライン」に基づき、引き続き、訓練等による関係団体との連携強化や検証に取り組んでいきます。</li> </ul> |
| <p>取り組むべき<br/>主な事業</p>    | <p>【重点】 市重要施設の電力・燃料対策の推進</p> <p>【重点】 下水道の管きよ・施設の耐震化</p> <p>【重点】 災害時における医療救護体制の整備の推進</p> <p>【重点】 医療関係団体等との連携強化</p> <p>【重点】 医療機関等との情報伝達体制の整備</p> <p>【重点】 民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化【再】</p>  |

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <p>取り組むべき<br/>主な事業<br/>(続き)</p> | <p>【重点】民間の特定建築物の耐震化【再】<br/>【重点】密集市街地の改善【再】<br/>【重点】耐震性防火水槽の整備【再】<br/>【重点】水道管路の耐震化【再】<br/>【重点】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】</p>  |
| <p>業績指標</p>                     | <p>災害拠点病院の耐震化率<br/>83% (R1 年度時点) ⇒ 100% (R6 年度時点)<br/>重要な管きよ (下水) の耐震化率<br/>市内全域 86.3% (R2 年度時点) ⇒ 89.7%以上 (R7 年度時点)<br/>川崎駅以南の地域 99.2% (R2 年度時点) ⇒ 100% (R3 年度時点)<br/>川崎駅以北の地域 4.6% (R2 年度時点) ⇒ 28.4%以上 (R7 年度時点)<br/>避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きよの耐震化率<br/>59.7% (R2 年度時点) ⇒ 89.0%以上 (R7 年度時点)<br/>救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合<br/>45.5% (R2 年時点) ⇒ 47.6%以上 (R7 年時点)</p> |

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <p>リスクシナリオ</p>           | <p><b>2-5 被災地域における疾病・感染症等の大規模発生、新たな感染症の感染拡大</b></p>   |
| <p>現 状</p>               | <p>感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種法に基づく予防接種を促進しています。また、避難所における感染症等の発生予防対策については、避難所運営マニュアルの資料編にまとめ、情報共有を図っています。<br/>新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対策については、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営について」の市民向け案内を作成し、市職員に対しても研修や訓練を実施し、来る大規模災害に備えています。</p>  |
| <p>リスクシナリオを回避するための視点</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆感染症の発生・まん延を防ぐため、平時からの予防接種法に基づく予防接種が重要です。</li> <li>◆避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O157、コロナウイルスなどが広まらないよう避難所の衛生環境を良好に保つ必要があります。</li> <li>◆避難所において、災害により水洗トイレが使用不可となった場合に備えた仮設トイレや携帯トイレの配備、し尿の回収への対応が必要となっています。</li> <li>◆発災直後の重傷者等への救急医療対応を継続する一方で、徐々に顕在化する保健・福祉に関するニーズに対応するため、適正なタイミングでの保健医療体制の構築と、支援チームの受け入れを円滑に行うための受援体制を整備する必要があります。</li> </ul>  |
| <p>脆弱性評価結果及び推進方針</p>     | <p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害時の感染症の発生・まん延を防ぐためには、予防接種の勧奨・周知、実施といった平時からの取組が重要です。</li> <li>◇大規模災害時には、長期間に渡りライフラインが被災する可能性が高いため、災害時に避難所の衛生環境の確保するためには、災害時のトイレ対策が重要です。</li> <li>◇新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営については、専門家の意見等を踏まえマニュアルを作成しましたが、最新の知見等を踏まえた継続した見直しが必要です。</li> <li>◇災害時における保健医療活動については、訓練等によりその強化に努めているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、更なる災害対応力の向上を図る必要があります。</li> </ul> <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇平時から感染症の発生・まん延を防ぐため、毎年 95%前後の接種率である麻しん風しんワクチンの予防接種について、引き続き、勧奨・周知を行うとともに、新たに定期接種化するロタウイルスワクチンについても、予防接種の勧奨・周知に取り組んでいきます。</li> <li>◇ライフラインが長期に渡り断絶することを想定し、衛生的な災害時のトイレ環境の維持を図るため、引き続き自助・共助・公助の役割分担に基づく各種対策に取り組んでいきます。</li> <li>◇新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営については、引き続き訓練等による試行錯誤をすることで、マニュアルの見直しを含め、感染症対策の総合的向上に取り組んでいきます。</li> <li>◇更なる災害対応力の向上を図るため、令和元年度末に策定した「川崎市災害時保健医療ガイドライン」に基づき、引き続き、訓練等による関係団体との連携強化や検証に取り組んでいきます。</li> </ul> |
| <p>取り組むべき<br/>主な事業</p>   | <p>【重点】災害時における医療救護体制の整備の推進【再】<br/>【重点】医療関係団体等との連携強化【再】<br/>【重点】医療機関等との情報伝達体制の整備【再】<br/>平時からの予防接種の促進<br/>災害時のトイレ対策の充実<br/>避難所運営体制の整備・強化</p>  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 業績指標              | 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率<br>第一期：97.6% ⇒ 第一期：98.6%<br>第二期：94.4% ⇒ 第二期：95%<br>（R1 年度時点） （R7 年度時点）   |
| リスクシナリオ           | <b>2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生</b>  |
| 現 状               | D M A T（災害派遣医療チーム）を中心とする急性期医療から保健分野を中心とする亜急性期・慢性期まで、保健医療全般の一元的な調整を担う「保健医療調整本部」を設置しました。（平成30年度）<br>また、過去の大規模災害の課題を踏まえ、防ぎ得る災害死を減らすことを目的に、市職員や支援にかかわる各団体等の行動指針や具体的な要請手順等を定めた「川崎市災害時保健医療ガイドライン」を令和2年3月に策定しました。   |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆住宅の耐震化促進等により被災者数を減らす一方で、避難所指定施設の適正な施設整備と運用が必要です。</li> <li>◆熊本地震では災害関連死による死者数が地震による直接の死者数を上回っており、避難所生活の長期化による病症者の発生を回避する必要があります。</li> <li>◆在宅避難など避難所以外の避難者にも必要な支援が届くよう、対策を検討する必要があります。</li> </ul>   |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | 【評価結果】<br>◇指定避難所である市立小中学校については、耐震化や特定天井対策、灯油式非常用発電機の整備が完了していますが、避難所の生活環境の確保のためには適切な施設・設備の維持管理等が必要です。<br>◇令和元年東日本台風では、避難所によって避難所運営の差が生じ、避難者への対応に違いが生じたため、安定した避難所運営が必要です。<br>◇災害時における保健医療活動については、訓練等によりその強化に努めているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、更なる災害対応力の向上を図る必要があります。<br>【推進方針】<br>◇指定避難所である市立小中学校における、避難所の生活環境の確保のため、引き続き、複数熱源化やトイレのバリアフリー化の取組等を進めていきます。<br>◇令和元年東日本台風の検証での避難所運営の課題等を踏まえ、安定した避難所運営に向けて、研修や訓練の実施による災害対応力の向上に取り組んでいきます。<br>◇更なる災害対応力の向上を図るため、令和元年度末に策定した「川崎市災害時保健医療ガイドライン」に基づき、引き続き、訓練等による関係団体との連携強化や検証に取り組んでいきます。 |
| 取り組むべき主な事業        | 【重点】学校トイレのバリアフリー化の推進<br>【重点】避難施設としての学校施設の機能強化【再】<br>【重点】自主防災組織や避難所運営会議の活動支援【再】<br>【重点】下水道の管さよ・施設の耐震化【再】<br>避難所運営体制の整備・強化【再】<br>二次避難所の確保・運営体制の整備<br>応急仮設住宅に係る体制の整備<br>地域やボランティアと連携した避難者支援体制の構築  |
| 業績指標              | 老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合<br>39.7%（R3 年度時点） ⇒ 80%以上（R7 年度時点）<br>避難所運営会議を開催している避難所の割合<br>68.2%（R2 年度時点） ⇒ 90%以上（R7 年度時点）  |



**(3) カテゴリー3 必要不可欠な行政機能は確保する**

|                   |  |
|-------------------|--|
| リスクシナリオ           | <b>3-1 市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下</b>  |
| 現 状               | <p>公共建築物については、旧耐震設計基準による庁舎等のうち、特定・重要建築物について耐震診断を実施し、対策が必要と判断された施設について、平成27年度末までに耐震対策が完了しています。</p> <p>また、ガスコージェネレーションシステムをはじめとする高いBCP性能を有する新本庁舎の整備については、令和4年度末に竣工の予定で整備を進めています。</p>   |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <p>◆発災後、職員が参集できなければ行政機能が確保できないことから、BCPに基づく参集訓練などを通じて、全ての職員が参集場所までの経路や緊急時連絡手段等の確認をしておく必要があります。また、職員及びその家族が被災者とならないよう、家庭内備蓄等の対策を行うよう促す必要があります。</p> <p>◆災害対応の拠点となる庁舎の防災対策により業務継続性を確保することが必要です。また、倒壊には至らないまでも、天井等の非構造部分の脱落等により災害拠点として利用できなくなることを防ぐため、非構造部分の耐震化についても対応していく必要があります。</p>  |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | <p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害時における迅速かつ円滑な応急対応や必要な行政サービスの提供を行うためには、施設・設備等の計画的な更新により、行政機能の継続的な確保を図る必要があります。</li> <li>◇災害時には、迅速かつ円滑な応急対応と行政機能の維持の両立が求められるため、BCPの継続的な更新・管理が必要です。</li> <li>◇協定等により、国や他の自治体、関係団体等との応受援体制の構築に努めてきたところですが、行政機能の維持を図るため、重要施設の自衛的備蓄と設備の強化を進めるとともに、より安定的かつ効率的な物資供給体制の整備を図る必要があります。</li> </ul> <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇行政機能の計画的な確保を図る必要があり、令和4年度竣工予定の新本庁舎の整備について、引き続き、進捗管理に取り組んでいきます。</li> <li>◇災害時に適切に応急復旧と行政機能の維持を両立するため、BCPの継続的な更新・管理が必要であり、引き続き、適正に更新・管理するとともに、実効性確保のための訓練等に取り組んでいきます。</li> <li>◇国の物資調達輸送調整等システムとの連携や物流専門家との協力体制の確保等を図り、最新の動向に対応した物資供給体制の整備に取り組んでいきます。</li> </ul> |
| 取り組むべき主な事業        | <p>【重点】資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化【再】</p> <p>【重点】エレベーター等の安全対策（市保有施設）【再】</p> <p>【重点】市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】</p> <p>【重点】下水道の管きよ・施設の耐震化【再】</p> <p>【重点】公園緑地の整備【再】</p> <p>業務継続体制（BCP）の整備・充実</p> <p>職員の防災意識・防災対応能力の向上に向けた取組の推進</p> <p>災害時協定等に基づく受援体制の確保【再】</p>  |

**(4) カテゴリー4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する**

|                   |  |
|-------------------|--|
| リスクシナリオ           | <b>4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止、テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</b>  |
| 現 状               | <p>総合防災情報システムについては、平成21年3月のシステム稼働開始から、J-ALERT 連携機能、エリアメール/緊急速報メール配信機能の追加等の機能改修や、データセンター移設運用による可用性の向上を図っていますが、システム稼働から年月が経過しているため、次期システムの再構築を進めています。</p> <p>また、通信手段のひとつである防災行政無線については、戸別受信機のデジタル化や増設による適正配置を推進しています。</p>        |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <p>◆情報通信手段の多重化・多様化を推進するとともに、情報通信に必要な電力が供給されない事態に備えることが必要です。</p> <p>◆災害対策で基幹となる情報通信システムについては、災害時においても安定運用できる環境を整備するとともに、情報通信機器・環境の進展にあわせて強化する必要があります。</p> <p>◆情報通信施設への対策は通信事業者が主体となるものの、平時からの情報共有や協力体制の構築や、訓練等による連携強化が重要です。</p> |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 脆弱性評価結果<br>及び推進方針 | <p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇情報通信手段の多重化・多様化に対応するため、令和3年度から運用予定である次期総合防災情報システムの安定した運用を確保する必要があります。</li> <li>◇災害時には必要な情報の収集・伝達が不可欠であることから、災害時の情報通信手段の安定した運用を確保する必要があります。</li> <li>◇災害時における情報通信手段を確保するため、関係団体等との連携体制を構築する必要があります。</li> </ul> <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇令和3年度から運用予定である次期総合防災情報システムの安定した運用を確保するため、適正に管理・運用するとともに、今後も情報通信機器・環境の進展に併せた強化に取り組んでいきます。</li> <li>◇災害時の情報通信手段の安定した運用を確保するため、引き続き、適正な管理・運用を図るとともに、職員の操作方法等の習熟に取り組んでいきます。</li> <li>◇災害時の連携体制を構築するため、通信事業者の災害対応の取組を把握するとともに、平時からの情報共有や協力体制の構築、訓練等による連携強化に取り組んでいきます。</li> </ul> |
| 取り組むべき<br>主な事業    | <p>【重点】医療機関等との情報伝達体制の整備【再】</p> <p>総合防災情報システムの安定運用と強化<br/>情報通信機能の強化<br/>防災行政無線の整備と情報伝達の強化【再】</p>  |
| 業績指標              | <p>デジタル無線機の整備進捗率<br/>82.5%（R1年度時点） ⇒ 100%（R4年11月時点）</p>  |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| リスクシナリオ                   | <p><b>4-2 必要な情報収集・発信の不備・遅延等により、住民の避難行動や救助が遅れる事態</b></p>   |
| 現 状                       | <p>住民の逃げ遅れ等を防止するため、市HPやメールニュースかわさき、緊急速報メール、各種メディアの活用等、広報の充実を図っています。また、情報収集分野に関しては、令和元年東日本台風での検証結果を踏まえて、河川や水門・樋門へのカメラの増設を行い、完了しています。</p>   |
| リスクシナリオ<br>を回避するた<br>めの視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆被害等の情報が収集できないことにより、災害対策本部において判断材料となる情報が入手できなくなることを防ぐ必要があります。</li> <li>◆何を判断するために、どのような情報が必要なのか、また、災害時は被害が大きいほど情報は入らないことから、職員に対する情報収集・処理の教育や訓練による災害対応力の向上が重要です。</li> </ul>   |
| 脆弱性評価結果<br>及び推進方針         | <p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇情報通信手段の多重化・多様化に対応するため、令和3年度から運用予定である次期総合防災情報システムの安定した運用を確保する必要があります。</li> <li>◇市HPやメールニュースかわさき等の様々な手段により災害時の情報発信に努めてきましたが、適切な避難行動を促すためには必要な情報の発信・伝達が必要です。</li> <li>◇適切な情報の収集・発信を実施するためには、職員の災害対応力の向上が必要です。</li> <li>◇施設を利用している要配慮者も含め、被災リスクの低減を図るため、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上が必要です。</li> </ul> <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇令和3年度から運用予定である次期総合防災情報システムの安定した運用を確保するため、適正に管理・運用するとともに、今後も情報通信機器・環境の進展に併せた強化に取り組んでいきます。</li> <li>◇適切な避難行動を促すためには必要な情報の発信・伝達が必要であり、引き続き、広報の充実を図るとともに、外国人市民に対する効果的な情報提供についても取り組んでいきます。</li> <li>◇職員の災害対応力の向上が必要であり、職員を対象とした情報収集・処理・伝達に関する教育や訓練に取り組んでいきます。</li> <li>◇浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上が必要であり、引き続き、避難確保計画の策定や訓練の実施の促進に取り組んでいきます。</li> </ul> |
| 取り組むべき<br>主な事業            | <p>多摩川緊急治水対策に関連する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【重点】適切な避難行動の周知（マイタイムライン等の活用）【再】</li> <li>・【重点】要配慮者施設等の防災力向上【再】</li> </ul> <p>【重点】災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組【再】</p> <p>総合防災情報システムを利用した情報収集・伝達体制の強化<br/>災害時における広報の充実<br/>外国人市民等への災害情報の発信<br/>職員の防災意識・防災対応能力の向上に向けた取組の推進【再】</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 業績指標 | 全庁的な図上訓練や研修・講座の実施数<br>4回（R1年度時点） ⇒ 毎年5回 |
|------|---|

**（5）カテゴリ5 経済活動を機能不全に陥らせない**

|                   |  |
|-------------------|--|
| リスクシナリオ           | <b>5-1 サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下</b>   |
| 現 状               | 災害発生後、企業が損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続・早期復旧を可能とするために、川崎市工業団体連合会等経済団体と協力して、企業のBCP策定推進に向けて普及・啓発を行うとともに、BCP策定及び見直しのための支援を行っています。<br>市北部市場については耐震化が完了しています。農業に関しては、農業用施設の計画的な改修を支援し、安定した農業生産や都市農地の保全を推進しています。  |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害発生時において経済活動の保持・早期復旧を図るための企業のBCP策定率を向上させることが必要です。</li> <li>◆災害後の経済活動を支える道路・港湾施設等の物流施設の耐災害化を促進することが重要です。</li> <li>◆農業生産基盤の保全、物流拠点となる卸売市場施設整備の推進が重要です。</li> </ul>   |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | <p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害時の経済活動の保持・早期復旧のためには企業の主体的な取組が重要であり、経済団体と協力して企業のBCP策定促進に取り組んでいるところですが、より一層の企業の理解と主体的な取組が必要です。</li> <li>◇災害時の経済活動の保持・早期復旧のためには、道路等や経済活動に重要な施設が被災しないことが重要です。</li> </ul> <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害時の経済活動の保持・早期復旧のため、企業のBCP策定支援制度の周知を図るなど、引き続き、企業のBCP策定促進に向けた普及・啓発に取り組んでいきます。</li> <li>◇引き続き、災害時重要施設の情報共有を図るとともに、道路等の計画的な整備に取り組んでいきます。</li> </ul>                        |
| 取り組むべき主な事業        | <ul style="list-style-type: none"> <li>【重点】 緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化</li> <li>【重点】 踏切の立体交差化の推進</li> <li>【重点】 港湾施設の耐震化</li> <li>【重点】 臨港道路東扇島水江町線の整備</li> <li>【重点】 川崎港海底トンネルの機能強化</li> <li>【重点】 幹線道路の整備【再】</li> <li>【重点】 緊急輸送道路等の無電柱化の推進【再】</li> <li>【重点】 緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持【再】</li> <li>【重点】 緊急輸送道路等における道路法面等の対策【再】</li> <li>【重点】 橋りょうの耐震化【再】</li> <li>【重点】 下水道の管きよ・施設の耐震化【再】</li> <li>【重点】 企業のBCP策定推進</li> <li>農業用施設等の保守管理</li> <li>農業用ため池の適正管理</li> </ul> |
| 業績指標              | 生産緑地地区の新規指定面積<br>13,690㎡（R1年時点） ⇒ 毎年12,000㎡<br>農業用水利施設等の重大事故件数<br>0件（R1年時点） ⇒ 毎年度0件  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| リスクシナリオ           | <b>5-2 エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響</b>   |
| 現 状               | 市重要施設や緊急車両等の燃料確保のため、災害時協定に基づき、石油連盟や石油業協同組合への定期的な情報共有を行っています。また、令和元年度には石油業協同組合との燃料供給訓練を実施しました。<br>エネルギー供給停止による混乱を防ぐため、ライフライン関係事業者との連絡会議や情報共有による連携強化を図っています。                    |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要があります。</li> <li>◆エネルギー供給停止による混乱を防ぐため、ライフライン事業者との平時からの情報共有や協力体制の構築や、訓練等による連携強化が重要です。</li> </ul> |

|               |  |
|---------------|--|
| 脆弱性評価結果及び推進方針 | <p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇エネルギー供給の停止時においても企業が適切に対応するため、経済団体と協力して企業のBCP策定促進に取り組んでいるところですが、より一層の企業の理解と主体的な取組が必要です。</li> <li>◇エネルギー供給の停止時においても迅速かつ円滑な応急対応と行政機能の維持を図るため、協定等により、国や他の自治体、関係団体等との受援体制やライフライン関係事業者との連携体制の構築を図るとともに、エネルギー供給再開までの市重要施設の燃料備蓄対策（自衛的備蓄）が必要です。</li> </ul> <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇エネルギー供給の停止を想定した企業の主体的な取組を促進するため、引き続き、企業のBCP策定促進に向けた普及・啓発に取り組んでいきます。また、燃料不足に備えた備蓄やエネルギー供給源の多様化・分散化についても啓発に取り組んでいきます。</li> <li>◇災害時協定の実効性を確保し、効果的な受援体制を構築するため、引き続き、関係団体等との情報共有や訓練による連携強化に取り組んでいきます。</li> <li>◇エネルギー供給再開までの市重要施設の燃料備蓄対策（自衛的備蓄）や啓発に取り組んでいきます。</li> </ul> |
| 取り組むべき主な事業    | <p>【重点】市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】</p> <p>【重点】企業のBCP策定推進【再】</p> <p>ライフライン関係団体との連携強化</p> <p>再生可能エネルギー等の普及推進【再】</p>  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| リスクシナリオ           | <p><b>5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</b></p>   |
| 現状                | <p>川崎臨海部は石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に指定されており、事業所・国・県と連携して総合的な防災・減災対策に取り組んでいます。</p> <p>東日本大震災を踏まえ、臨海部に特化した「川崎臨海部防災対策計画」の策定、臨海部立地事業所等と本市を構成員とする「川崎臨海部防災協議会」を設置し、災害未然防止、発生した災害の拡大防止、市民及び従業員の安全確保等を協議するとともに、毎年3月には臨海部広域防災訓練を実施し、災害対応力の向上に努めています。</p> <p>また、関係機関との訓練や立入検査を実施し、石油コンビナートの安全性の向上に取り組んでいます。</p>  |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆石油コンビナート等施設の耐震化・耐災害化を促進する必要があります。</li> <li>◆常備消防力の強化に加え、関係機関による連携体制を構築・強化する必要があります。</li> <li>◆危険物施設の風水害対策ガイドラインに基づき必要な対策を推進する必要があります。</li> </ul>   |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | <p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇屋外タンクの耐震化については、タンク本体及び浮き屋根式の改修は完了していますが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、継続して耐震化・耐災害化を進める必要があります。</li> <li>◇事業所・国・県と連携して総合的な防災・減災対策に取り組んでいるところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、コンビナート関連施設の防災対策を促進するとともに、災害対応力の向上と関係機関の連携強化を図る必要があります。</li> <li>◇近年の風水害の頻発化・激甚化を踏まえ、危険物施設等の更なる安全対策を推進する必要があります。</li> </ul> <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇屋外タンクの耐災害性の向上を図るため、引き続き、浮き蓋の改修等の推進に取り組んでいきます。</li> <li>◇コンビナート関連施設の防災対策を促進するため、引き続き、特定事業所に対する講習会や立入検査等に取り組んでいきます。</li> <li>◇災害対応力の向上と関係機関の連携強化を図るため、引き続き、川崎臨海部防災協議会や臨海部広域防災訓練の開催による連携強化に取り組んでいきます。</li> <li>◇危険物施設等の更なる安全対策を推進するため、危険物施設の風水害対策ガイドラインに基づき、必要な対策に取り組んでいきます。</li> </ul> |
| 取り組むべき主な事業        | <p>コンビナート関連施設における特定防災施設等の整備</p> <p>屋外タンクの耐震化対策の推進</p> <p>消防艇の運用・維持管理</p> <p>石油コンビナートに係る防災対策の実施</p> <p>危険物施設等の風水害対策の推進</p>  |
| 業績指標              | <p>内部浮き蓋付特定屋外タンクの新基準の適合率</p> <p>56.6%（R1年度末） ⇒ 100%（R5年度末）※R5年度中が適合期限</p>  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| リスクシナリオ           | <b>5-4 海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響</b>  |
| 現 状               | <p>港湾施設である耐震強化岸壁の整備を計画的に推進しています。また、臨海部の重要拠点である東扇島地区から内陸部へのルート確保のため、川崎港海底トンネルの耐震化や臨港道路東扇島水江町線の整備を進めています。</p> <p>また、大規模地震により川崎港が被災した場合の港湾機能の確保・復旧のため、港湾 BCP に基づく訓練を実施しています。</p>   |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <p>◆港湾施設の耐災害性の向上に向けた取組を推進するとともに、東京湾内の港湾関係者（自治体含む）と協力し、訓練等を通じて連携強化を推進することが重要です。</p>  |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | <p>【評価結果】</p> <p>◇港湾施設については、耐震強化岸壁の整備を計画的に推進しているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、更なる耐災害性の向上を図る必要があります。</p> <p>◇大規模地震を想定した港湾 B C P に基づく訓練を実施しているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、港湾関係者の連携強化を図る必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇港湾施設の耐災害性の向上を図るため、引き続き、耐震強化岸壁や臨港道路等の整備の計画的な推進に取り組んでいきます。</p> <p>◇港湾関係者の連携強化を図るため、港湾 BCP に基づく訓練を継続するとともに、近年激甚化する風水害等、地震以外の災害対策についても検討を進めていきます。</p> |
| 取り組むべき主な事業        | <p>【重点】 小型船係留施設の整備</p> <p>【重点】 港湾施設の耐震化【再】</p> <p>【重点】 臨港道路東扇島水江町線の整備【再】</p> <p>【重点】 川崎港海底トンネルの機能強化【再】</p> <p>港湾 BCP の運用、訓練の実施【再】</p>   |
| 業績指標              | <p>耐震強化岸壁の整備率<br/>20%（R1 年度時点） ⇒ 40%（R7 年度時点）</p>   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| リスクシナリオ           | <b>5-5 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止</b>  |
| 現 状               | <p>現在、市内で指定している緊急輸送路は総延長 282.5km（1次・2次、市管理外含む）で、全て供用済みとなっています。また、道路閉塞の防止につながる防災上重要な道路沿いの建築物の耐震対策については、指定した路線の沿道建築物の耐震診断を義務化するなど、取組を進めています。</p> <p>交通網の被災は、広域的な連携が必要であるため、神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会ワーキンググループの構成員として、国、県、関係機関等との連携体制を構築し、平時から情報共有等を行っています。</p> <p>その他、橋りょうの耐震化率は 60%（令和元年度）、液状化危険度が高い臨海部地域では段差発生抑制の対策を実施し、完了しています。</p>  |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <p>◆ハード対策と併せて、災害時に道路機能を早期復旧させる体制づくりを、平時から構築する必要があります。</p>  |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | <p>【評価結果】</p> <p>◇指定した路線の沿道建築物の耐震診断を義務化など、道路閉塞の防止に向けた取組を進めているところですが、陸上交通ネットワークの機能の維持のためには、道路等の被災を防ぐとともに、踏切の長期間遮断による陸上交通ネットワークの機能停止を防ぐことが重要です。</p> <p>◇併せて、道路等が被災した場合に、迅速な道路啓開等を行うことができる体制を構築する必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇耐震診断が義務化されている沿道建築物について、診断結果等に基づく適正な取組を進めていきます。</p> <p>◇陸上交通ネットワークの機能の維持のため、道路等の被災を防ぐための対策や、踏切の長期間遮断による機能停止を防ぐための大幅な迂回が必要となる踏切道の立体交差化に取り組んでいきます。</p> <p>◇迅速な道路啓開等を行う体制を構築に向けて、災害時協定の実効性の確保など、道路機能をこれまで以上に早期復旧させる体制づくりに取り組んでいきます。</p> |

|                        |   |
|------------------------|---|
| <p>取り組むべき<br/>主な事業</p> | <p>【重点】 幹線道路の整備【再】<br/>                 【重点】 緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持【再】<br/>                 【重点】 緊急輸送道路等における道路法面等の対策【再】<br/>                 【重点】 緊急輸送道路等の無電柱化の推進【再】<br/>                 【重点】 緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化【再】<br/>                 【重点】 橋りょうの耐震化【再】<br/>                 【重点】 踏切の立体交差化の推進【再】<br/>                 【重点】 臨港道路東扇島水江町線の整備【再】<br/>                 【重点】 川崎港海底トンネルの機能強化【再】<br/>                 【重点】 下水道の管きよ・施設の耐震化【再】<br/>                 道路機能の早期復旧体制の整備【再】</p>  |
| <p>業績指標</p>            | <p>道路斜面等の要対策箇所の耐震化率（対象4箇所）<br/>                 75%（R2年度時点） ⇒ 100%（R7年度時点）<br/>                 都市計画道路進捗率（都市計画道路の計画延長（305km）に対する整備済延長の割合）<br/>                 68.1%（R1年度時点） ⇒ 71%（R7年度時点）<br/>                 緊急輸送道路の整備率（緊急輸送道路に指定された都市計画道路の計画延長（206km）に対する整備済延長の割合）<br/>                 84.5%（R1年度時点） ⇒ 88%（R7年度時点）<br/>                 道路の無電柱化整備延長 ※道路延長ベース<br/>                 38km（R1年度時点） ⇒ 47km（R7年度時点）<br/>                 JR南武線連続立体交差事業に係る用地買収の進捗率<br/>                 新規 ⇒ 25%以上（R7年度時点）<br/>                 道路施設の健全度（5年以内に補修や修繕が不要な道路施設の割合）<br/>                 92%（R2年度時点） ⇒ 98%以上（R7年度時点）<br/>                 地籍調査等で得た道路等の座標値を道水路台帳平面図等管理・閲覧システムに搭載した累計点数<br/>                 新規 ⇒ 58,000点以上（R7年度時点）<br/>                 不法占拠解消の累計件数<br/>                 523件（R2年度時点） ⇒ 970件以上（R7年度時点）</p> |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>リスクシナリオ</p>           | <p><b>5-6 工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響</b></p>  |
| <p>現 状</p>               | <p>本市の工業用水道は、わが国初の公営工業用水道事業として昭和12年に給水を開始し、令和元年度末現在、京浜工業地帯の工場など58社（78工場）に供給しています。<br/>                 工業用水道施設については、概ね耐震化を完了しております。<br/>                 また、浸水想定区域の施設については、浸水対策の必要性について調査を行っています。</p>  |
| <p>リスクシナリオを回避するための視点</p> | <p>◆本市の産業を支える工業用水が途絶すると、市内産業に多大な影響を及ぼすことから、工業用水道施設の耐災害性を確保することが必要です。</p>   |
| <p>脆弱性評価結果及び推進方針</p>     | <p>【評価結果】<br/>                 ◇工業用水は京浜工業地帯の工場などに供給されており、生産活動や経済への影響が甚大であるため、供給途絶を避ける必要があります。<br/>                 ◇工業用水道施設の耐震化は概ね完了していますが、近年の風水害の頻発化・激甚化を踏まえ、風水害への耐災害性を向上させる必要があります。<br/>                 【推進方針】<br/>                 ◇工業用水の供給途絶を避けるため、経年化した施設の更新に計画的に取り組んでいきます。<br/>                 ◇工業用水道施設の風水害への耐災害性を向上させるため、調査の結果、必要となった場合、浸水対策を進めていきます。</p> |
| <p>取り組むべき<br/>主な事業</p>   | <p>経年化した工業用水道施設の更新<br/>                 【重点】 市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】</p>   |

**（6）カテゴリー6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

|                   |  |
|-------------------|--|
| リスクシナリオ           | <b>6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止</b>   |
| 現 状               | <p>エネルギー供給停止による混乱を防ぐため、ライフライン関係事業者との連絡会議や情報共有による連携強化を図っています。</p> <p>また、東京ガス株式会社の取組として、LNGタンクや高中圧ガス導管などの基幹構造物の耐震化や、SUPREME（超高密度リアルタイム地震防災システム）によるブロック単位でのガス供給制御、BCPに基づく訓練の実施等を推進しています。</p> <p>なお、令和4年度末に竣工予定の新北庁舎については、ガスコージェネレーションシステムにより、中圧管からのガス直接供給（電力の90%供給可能）と軽油（電力の70%を7日間供給可能）によるバックアップを可能とし、第3庁舎への電力供給を新北庁舎経由とすることで、強靱な電力供給システムを構築します。</p>                   |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <p>◆ライフライン等の寸断からの迅速な復旧のため、ライフライン事業者との連携体制を確保する必要があります。</p> <p>◆非常用発電機等の燃料供給体制を確保することが必要です。</p>   |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | <p>【評価結果】</p> <p>◇エネルギー供給の停止時においても迅速かつ円滑な応急対応と行政機能の維持を図るため、協定等により、国や他の自治体、関係団体等との受援体制やライフライン関係事業者との連携体制の構築を図るとともに、エネルギー供給再開までの市重要施設の燃料備蓄対策（自衛的備蓄）が必要です。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇災害時協定の実効性を確保し、効果的な受援体制を構築するため、引き続き、関係団体等との情報共有や訓練による連携強化に取り組んでいきます。</p> <p>◇エネルギー供給再開までの市重要施設の燃料備蓄対策（自衛的備蓄）や啓発に取り組んでいきます。</p> <p>◇災害時における電力等の安定供給に寄与することから、緊急輸送道路等の無電柱化に取り組んでいきます。</p> |
| 取り組むべき主な事業        | <p>【重点】市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】</p> <p>【重点】緊急輸送道路等の無電柱化の推進【再】</p> <p>ライフライン関係団体との連携強化【再】</p>  |
| 業績指標              | <p>市域の再生可能エネルギー導入量<br/>20.5万kW（R2年度時点） ⇒ 24.3万kW以上（R6年度時点）</p>   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| リスクシナリオ           | <b>6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止</b>  |
| 現 状               | <p>水道施設は、浄水施設の耐震化は完了しており、配水池・配水塔についても平成30年度末時点で耐震化率が98.5%となっています。</p> <p>管路については、管路更新にあわせた耐震化を進めるとともに、避難所や救急病院等の重要施設への供給ルートの優先的な耐震化を推進しています。（水道管路の耐震化率34.9%〔令和元年度末時点〕）</p> <p>また、災害時の応急給水対策として、平成25年度末までに市民が概ね半径750m以内で応急給水拠点にて受水できる状況まで整備しましたが、さらなる利便性・迅速性を高めるために開設不要型応急給水拠点の整備を進めています。</p> <p>また、浸水想定区域の施設については、浸水対策の必要性について調査を行っています。</p> |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <p>◆浄水施設や配水施設など、基幹施設の耐災害性を確保することが重要です。</p> <p>◆避難所や災害拠点病院など、災害時に安定給水が必要な拠点に対して、優先的な対策をする必要があります。</p>   |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | <p>【評価結果】</p> <p>◇浄水施設の耐震化は完了していますが、上水の供給停止を避けるため、引き続き、管路等の耐震化を進める必要があります。</p> <p>◇耐震化の推進と併せて、近年の風水害の頻発化・激甚化を踏まえ、水道施設の風水害への耐災害性を向上させるとともに、供給停止に備えた市民の防災意識の向上に取り組む必要があります。</p>  |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 脆弱性評価結果<br>及び推進方針<br>(続き) | <p>【推進方針】</p> <p>◇上水の供給停止を避けるため、引き続き、水道管路の計画的な更新・耐震化等に取り組んでいくとともに、自助の取組としての飲料水の備蓄など、市民の防災意識の向上に取り組んでいます。</p> <p>◇水道施設の風水害への耐災害性の向上を図るため、調査の結果、必要となった場合、浸水対策を進めています。</p> |
| 取り組むべき<br>主な事業            | <p>【重点】配水池・配水塔の整備【再】</p> <p>【重点】水道管路の耐震化【再】</p> <p>【重点】市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】</p> <p>【重点】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】</p> <p>応急給水拠点の整備【再】</p> <p>市民と協働した災害時の応急給水活動の充実【再】</p>       |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| リスクシナリオ                   | <b>6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</b>   |
| 現 状                       | <p>昭和初期から整備を進めてきた下水道管きよ・施設は、経年劣化に伴う老朽化が進行しています。これら老朽化施設に対しては、適切なリスク評価に基づく計画的な老朽化対策を進めています。</p> <p>下水道施設の耐震化については、水処理センター・ポンプ場の管理機能（施設を運転・制御する機能）の整備を完了し、引き続き揚水機能の確保に向けた取組を推進しています。</p> <p>下水道管きよについては、被災時に機能確保が必要となる避難所や重要な医療機関等を水処理センターとを結ぶ管きよ等を「重要な管きよ」として、優先的に耐震化を進めています。</p> <p>下水道施設の浸水対策については、津波対策は完了していますが、風水害により施設が機能不全に陥る事例が増えているため、調査を実施しています。</p> |
| リスクシナリオ<br>を回避するた<br>めの視点 | <p>◆災害時にも機能不全に陥ることのないよう、下水道の管きよ・施設の耐震化等を推進する必要があります。</p>   |
| 脆弱性評価結果<br>及び推進方針         | <p>【評価結果】</p> <p>◇下水道の管きよ・施設については、老朽化対策や耐震化に取り組んでいるところですが、生活環境等に与える影響が大きいため、機能停止を避ける必要があります。</p> <p>◇耐震化等と併せて、近年の風水害の頻発化・激甚化を踏まえ、下水道施設の風水害への耐災害性を向上させる必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇下水道の管きよ・施設の機能停止を避けるため、引き続き、老朽化対策や耐震化について計画的に取り組んでいきます。</p> <p>◇下水道施設の風水害への耐災害性の向上を図るため、調査の結果、浸水対策が必要となった場合、短期的対策・中長期的対策について検討を進めています。</p>                               |
| 取り組むべき<br>主な事業            | <p>【重点】下水道施設の浸水対策</p> <p>【重点】下水道の管きよ・施設の老朽化対策の推進</p> <p>【重点】下水道の管きよ・施設の耐震化【再】</p> <p>【重点】市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】</p> <p>災害時のトイレ対策の充実【再】</p>  |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| リスクシナリオ                   | <b>6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止</b>   |
| 現 状                       | <p>現在、市内で指定している緊急輸送路は総延長 282.5km（1次・2次、市管理外含む）で、全て供用済みとなっています。また、道路閉塞の防止につながる防災上重要な道路沿いの建築物の耐震対策については、指定した路線の沿道建築物の耐震診断を義務化するなど、取組を進めています。</p> <p>交通網の被災は、広域的な連携が必要であるため、神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会ワーキンググループの構成員として、国、県、関係機関等との連携体制を構築し、平時から情報共有等を行っています。</p> <p>その他、橋りょうの耐震化率は60%（令和元年度）、液状化危険度が高い臨海部地域では段差発生抑制の対策を実施し、完了しています。</p> |
| リスクシナリオ<br>を回避するた<br>めの視点 | <p>◆令和元年東日本台風では、浸水地域の道路や側溝に局所的に大量の土砂が堆積しました。</p> <p>◆災害時に道路機能を早期復旧させる体制づくりを、平時から構築する必要があります。</p>   |



|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>脆弱性評価結果<br/>及び推進方針</p> | <p>【評価結果】</p> <p>◇指定した路線の沿道建築物の耐震診断を義務化など、道路閉塞の防止に向けた取組みを進めているところですが、交通インフラの機能の維持のためには、道路等の被災を防ぐとともに、踏切の長期間遮断による陸上交通ネットワークの機能停止を防ぐことが重要です。</p> <p>◇併せて、道路等が被災した場合に、迅速な道路啓開等を行うことができる体制を構築する必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇耐震診断が義務化されている沿道建築物について、診断結果等に基づく適正な取組を進めていきます。</p> <p>◇陸上交通ネットワークの機能の維持のため、道路等の被災を防ぐための対策や、踏切の長期間遮断による機能停止を防ぐための大幅な迂回が必要となる踏切道の立体交差化に取り組んでいきます。</p> <p>◇迅速な道路啓開等を行う体制を構築に向けて、災害時協定の実効性の確保など、道路機能をこれまで以上に早期復旧させる体制づくりに取り組んでいきます。</p> |
| <p>取り組むべき<br/>主な事業</p>    | <p>【重点】 幹線道路の整備【再】</p> <p>【重点】 緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持【再】</p> <p>【重点】 緊急輸送道路等における道路法面等の対策【再】</p> <p>【重点】 緊急輸送道路等の無電柱化の推進【再】</p> <p>【重点】 緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化【再】</p> <p>【重点】 橋りょうの耐震化【再】</p> <p>【重点】 踏切の立体交差化の推進</p> <p>【重点】 臨港道路東扇島水江町線の整備【再】</p> <p>【重点】 川崎港海底トンネルの機能強化【再】</p> <p>【重点】 下水道の管きよ・施設の耐震化【再】</p> <p>道路機能の早期復旧体制の整備【再】</p> <p>交通関係機関の連携強化【再】</p>   |

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| <p>リスクシナリオ</p>                     | <p><b>6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全</b></p>  |
| <p>現 状</p>                         | <p>港湾施設である耐震強化岸壁の整備を計画的に推進しています。</p> <p>河川の護岸については、平瀬川で発生した老朽化による変状への対策を実施しています。</p> <p>市内にある農業用ため池については耐震性が確認されているため、適切な維持管理を行っています。</p>   |
| <p>リスクシナリオ<br/>を回避するための<br/>視点</p> | <p>◆港湾施設の耐災害性の向上に向けた取組を推進することが重要です。</p> <p>◆令和元年東日本台風での検証結果を踏まえるなど、浸水対策や河川の氾濫・高潮への対策等、防御施設の整備や適切な維持管理が必要です。</p>   |
| <p>脆弱性評価結果<br/>及び推進方針</p>          | <p>【評価結果】</p> <p>◇港湾施設については、耐震強化岸壁の整備を計画的に推進しているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、更なる耐災害性の向上を図る必要があります。</p> <p>◇令和元年東日本台風での検証結果を踏まえた各種対策に取り組んでいますが、関係機関を含めた中長期的な視点に立って適切に進捗管理を行う必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇港湾施設の耐災害性の向上を図るため、引き続き、耐震強化岸壁や臨港道路等の整備の計画的な推進に取り組んでいきます。</p> <p>◇令和元年東日本台風での検証結果を踏まえ、国、県、関係自治体等の関係機関との連携を図りながら、浸水対策、治水対策等に着実に取り組んでいきます。</p> |
| <p>取り組むべき<br/>主な事業</p>             | <p>【重点】 港湾施設の耐震化【再】</p> <p>河川施設の更新・機能向上等</p> <p>農業用ため池の適正管理【再】</p>  |

**(7) カテゴリー7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない**

|                   |   |
|-------------------|---|
| リスクシナリオ           | <b>7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による死傷者の発生</b>   |
| 現 状               | <p>地震被害想定調査で想定された火災延焼による建物被害リスクが市内最大となる2地区（小田周辺地区、幸町周辺地区）を不燃化重点対策地区に定め、建物焼失棟数の早期3割削減に向けて、補助の実施や、防災空地の創出等の支援に取り組んでいます。（令和元年度末 28.3%削減）</p> <p>また、不燃化重点対策地区に次いで危険性の高い地区においては、地域の主体的な防災活動を促し、自助・共助を進めることで災害に強いまちづくりを目指す防災まちづくり支援を行っています。</p> <p>地域における防災の中核的存在である消防団について、団員の確保による活動の充実・強化が必要ですが、高齢化や雇用体系の変化（被用者の増）等により団員の充足率は減少傾向にあります。（令和2年4月現在…消防団員数：1,105人（充足率：82.2%））</p> <p>令和2年度から機能別団員の制度を導入しました。</p> |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <p>◆密集市街地を改善することが重要です。</p> <p>◆大規模火災が発生すると消防力や医療体制が不足するおそれがあり、消防団の充実強化や住民・企業の自発的な防災活動への取組、広域的な連携体制の構築などが重要です。</p>   |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | <p>【評価結果】</p> <p>◇平成21年度の地震被害想定調査に基づき建物被害リスクが市内最大となる2地区を不燃化重点対策地区に定め、建物消失棟数の削減の取組みを進めているところですが、更なる被災リスクの低減を図る必要があります。</p> <p>◇大規模火災による死傷者の発生を防ぐためには、消防団による地域の消防力の向上や初期消火活動の充実により、大規模火災の発生の抑制を図る必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇不燃化重点対策地区を中心に、引き続き、ハード・ソフトの両面からの減災対策に取り組んでいきます。</p> <p>◇地域の消防力の向上等に向けて、地域における防災の中核的存在である消防団員の確保・充実と地域の消防力の充実強化に取り組んでいきます。</p>   |
| 取り組むべき主な事業        | <p>【重点】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】</p> <p>【重点】地域における主体的な防災まちづくりの支援【再】</p> <p>【重点】密集市街地の改善【再】</p> <p>【重点】公園緑地の整備【再】</p> <p>【重点】耐震性防火水槽の整備【再】</p> <p>【重点】消防資機材等の整備【再】</p> <p>【重点】関係機関と連携した訓練の実施【再】</p> <p>地震に伴う出火防止に係る意識啓発</p> <p>大規模施設における防災体制の強化【再】</p> <p>消防団員の確保・充実【再】</p>   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| リスクシナリオ           | <b>7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生</b>   |
| 現 状               | <p>川崎臨海部には日本を代表する石油コンビナートや重厚長大産業等が集積しており、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の発生が懸念される中、臨海部の総合的な防災力の向上を図る必要があります。</p>  |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <p>◆石油コンビナート等施設の耐震化・耐災害化を促進する必要があります。</p> <p>◆常備消防力の強化に加え、関係機関による連携体制を構築・強化する必要があります。</p>   |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | <p>【評価結果】</p> <p>◇屋外タンクの耐震化については、タンク本体及び浮き屋根式の改修は完了していますが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、継続して耐震化・耐災害化を進める必要があります。</p> <p>◇事業所・国・県と連携して総合的な防災・減災対策に取り組んでいるところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、コンビナート関連施設の防災対策を促進するとともに、災害対応力の向上と関係機関の連携強化を図る必要があります。</p> |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 脆弱性評価結果<br>及び推進方針<br>(続き) | <p>【推進方針】</p> <p>◇屋外タンクの耐災害性の向上を図るため、引き続き、浮き蓋の改修等の推進に取り組んでいきます。</p> <p>◇コンビナート関連施設の防災対策を促進するため、引き続き、特定事業所に対する講習会や立入検査等に取り組んでいきます。</p> <p>◇災害対応力の向上と関係機関の連携強化を図るため、引き続き、川崎臨海部防災協議会や臨海部広域防災訓練の開催による連携強化に取り組んでいきます。</p> |
| 取り組むべき<br>主な事業            | <p>臨海部孤立化対策</p> <p>コンビナート関連施設における特定防災施設等の整備【再】</p> <p>屋外タンクの耐震化対策の推進【再】</p> <p>消防艇の運用・維持管理【再】</p> <p>石油コンビナートに係る防災対策の実施【再】</p>   |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| リスクシナリオ                   | <p><b>7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺</b></p>   |
| 現 状                       | <p>現在、市内で指定している緊急輸送路は総延長 282.5km（1次・2次、市管理外含む）で、全て供用済みとなっています。また、道路閉塞の防止につながる防災上重要な道路沿いの建築物の耐震対策については、指定した路線の沿道建築物の耐震診断を義務化するなど、取組を進めています。</p> <p>交通網の被災は、広域的な連携が必要であるため、神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会ワーキンググループの構成員として、国、県、関係機関等との連携体制を構築し、平時から情報共有等を行っています。</p> <p>その他、橋りょうの耐震化率は60%（令和元年度）、液状化危険度が高い臨海部地域では段差発生抑制の対策を実施し、完了しています。</p> <p>道路の路面下の空洞化については計画的な調査を実施しており、空洞箇所が発見された場合は必要な補修工事を行っています。</p>                                     |
| リスクシナリオ<br>を回避するための<br>視点 | <p>◆住宅・建築物の倒壊に伴う閉塞や、交差・隣接する土木構造物の倒壊、電柱等道路占用物の倒壊による閉塞を防ぐため、耐震化や除却を進める必要があります。</p> <p>◆令和元年東日本台風では、浸水地域の道路や側溝に局所的に大量の土砂が堆積しました。</p> <p>◆災害時に道路機能を早期復旧させる体制づくりを、平時から構築する必要があります。</p>   |
| 脆弱性評価結果<br>及び推進方針         | <p>【評価結果】</p> <p>◇指定した路線の沿道建築物の耐震診断を義務化など、道路閉塞の防止に向けた取組を進めているところですが、陸上交通ネットワークの機能の維持のためには、道路等の被災を防ぐとともに、踏切の長期間遮断による陸上交通ネットワークの機能停止を防ぐことが重要です。</p> <p>◇併せて、道路等が被災した場合に、迅速な道路啓開等を行うことができる体制を構築する必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇耐震診断が義務化されている沿道建築物について、診断結果等に基づく適正な取組を進めていきます。</p> <p>◇踏切の長期間遮断による陸上交通ネットワークの機能停止を防ぐため、大幅な迂回が必要となる踏切道の立体交差化に取り組んでいきます。</p> <p>◇迅速な道路啓開等を行う体制を構築に向けて、災害時協定の実効性の確保など、道路機能をこれまで以上に早期復旧させる体制づくりに取り組んでいきます。</p> |
| 取り組むべき<br>主な事業            | <p>【重点】 幹線道路の整備【再】</p> <p>【重点】 緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持【再】</p> <p>【重点】 緊急輸送道路等における道路法面等の対策【再】</p> <p>【重点】 緊急輸送道路等の無電柱化の推進【再】</p> <p>【重点】 緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化【再】</p> <p>【重点】 橋りょうの耐震化【再】</p> <p>【重点】 踏切の立体交差化の推進【再】</p> <p>【重点】 臨港道路東扇島水江町線の整備【再】</p> <p>【重点】 川崎港海底トンネルの機能強化【再】</p> <p>【重点】 下水道の管さよ・施設の耐震化【再】</p> <p>路面下空洞調査の実施</p> <p>道路機能の早期復旧体制の整備【再】</p>  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| リスクシナリオ           | <b>7-4 防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による死傷者の発生</b>   |
| 現 状               | <p>港湾施設である耐震強化岸壁の整備を計画的に推進しています。</p> <p>市内にある農業用ため池については耐震性が確認されているため、適切な維持管理を行っています。</p> <p>河川の護岸については、平瀬川で発生した老朽化による変状への対策を実施しています。</p>  |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆港湾施設の耐災害性の向上に向けた取組を推進することが重要です。</li> <li>◆令和元年東日本台風での検証結果を踏まえるなど、浸水対策や河川の氾濫・高潮への対策等、防御施設の整備や適切な維持管理が必要です。</li> <li>◆土砂災害等への施設のみでの対応は困難であるため、ハード対策に加え、「逃げ遅れの発生」に至らないよう、適切な避難行動を啓発することが重要です。</li> </ul>  |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | <p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇港湾施設については、耐震強化岸壁の整備を計画的に推進しているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、更なる耐災害性の向上を図る必要があります。</li> <li>◇令和元年東日本台風での検証結果を踏まえた各種対策に取り組んでいますが、関係機関を含めた中長期的な視点に立って適切に進捗管理を行う必要があります。</li> <li>◇地域防災力の向上のためには、ハード対策と併せて、更なる地域住民等の災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上が必要です。</li> </ul> <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇港湾施設の耐災害性の向上を図るため、引き続き、耐震強化岸壁や臨港道路等の整備の計画的な推進に取り組んでいきます。</li> <li>◇令和元年東日本台風での検証結果を踏まえ、国、県、関係自治体等の関係機関との連携を図りながら、浸水対策、治水対策等に着実に取り組んでいきます。</li> <li>◇市民の防災意識の向上等のソフト対策に取り組んでいきます。</li> </ul> |
| 取り組むべき主な事業        | <p>多摩川緊急治水対策に関連する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【重点】適切な避難行動の周知（マイタイムライン等の活用）【再】</li> <li>【重点】港湾施設の耐震化【再】</li> </ul> <p>河川施設の更新・機能向上等【再】</p> <p>港湾 BCP の運用、訓練の実施【再】</p>   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| リスクシナリオ           | <b>7-5 有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃</b>   |
| 現 状               | <p>大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市公害防止条例に基づき、事業所に対して排出規制や立入検査等により監視・指導を実施しています。</p> <p>事故時の有害物質等の漏洩・流出防止に向けた取組として、事業所に対して施設管理徹底を促す文書通知等を行っています。</p> <p>有害物質等の漏洩・流出事故が起こった際は、事故対応マニュアルに従って適切に対応しています。また、大規模災害時においては、災害時協定等に基づき関係機関と連携して迅速に環境調査を実施することとしています。</p>                           |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆有害物質等を扱う事業所に対し、漏洩・流出防止策等、適切な対策を行うよう働きかけを行うことが重要です。</li> <li>◆事業所からの有害物質等の排出ガス及び排水については、対象となる物質について法・条例に基づき規制していますが、災害時の漏洩・流出防止については事業者自身による対策がより重要となります。</li> </ul>  |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | <p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇法令に基づく監視・指導等を実施しているところですが、安全な生活環境の確保等のため、災害時や事故時の有害物質等の漏洩・流出を防ぐ必要があります。</li> </ul> <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害時や事故時の有害物質等の漏洩・流出を防ぐため、引き続き、事業所に対し適正な管理を求めるとともに、監視・指導に取り組んでいきます。</li> </ul> |
| 取り組むべき主な事業        | <p>大気汚染物質・水質汚濁物質の漏洩・流出防止（有害物質等の漏洩・流出防止）</p>  |

**(8) カテゴリー8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**

|                   |   |
|-------------------|---|
| リスクシナリオ           | <b>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</b>   |
| 現 状               | <p>高度成長期の急激な人口増加に伴って建設された廃棄物処理施設の老朽化が進んでいるため、3処理センター体制による安定的な廃棄物処理を維持するとともに、計画的な施設の建替を実施しています。（現在は、橋処理センターの休止・建替を実施しています）</p> <p>また、平成30年度に災害廃棄物等処理計画を改定、令和元年度に災害廃棄物等処理実施計画を策定し、災害時の体制整備や、災害廃棄物等の収集・処理フローについて整理しました。</p>  |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆住宅・建築物の耐震化の促進により、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制することが重要です。</li> <li>◆災害廃棄物の仮保管場所の確保が必要です。また、大規模災害発生時には、災害廃棄物の広域処理等を含めた他自治体や民間事業者との連携が必要です。</li> <li>◆大規模自然災害発生時においても災害廃棄物の処理が可能となる施設の整備を進める必要があります。</li> </ul>  |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | <p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害廃棄物の発生抑制には建築物等の耐震化が大きく寄与しており、更なる耐震対策の促進が必要です。</li> <li>◇迅速かつ円滑な応急対応や復旧・復興のためには、大規模災害時においても災害廃棄物の処理を継続するとともに、災害廃棄物の処理体制を構築する必要があります。</li> <li>◇災害廃棄物等処理計画・実施計画を策定し、災害時の体制整備等に取り組んでいるところですが、計画の実効性を確保する必要があります。</li> </ul> <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害廃棄物の発生抑制を図るため、引き続き、建築物等の耐震対策の促進に取り組んでいきます。</li> <li>◇大規模災害時においても災害廃棄物の処理を継続するため、計画的な施設の建替の進捗管理を行うとともに、今後建替予定の施設について、災害等による電源喪失時でも再稼働を可能とするなど、より強靱な施設整備に取り組んでいきます。</li> <li>◇迅速かつ円滑な災害廃棄物の処理体制を構築するため、災害廃棄物の仮保管場所の確保や運用等について、引き続き、検討を進めていきます。</li> <li>◇災害廃棄物等処理計画・実施計画の実効性の確保を図るため、計画に基づく各種訓練や計画の検証等に取り組んでいきます。</li> </ul> |
| 取り組むべき主な事業        | <p>【重点】ごみ焼却施設の耐震対策</p> <p>【重点】民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化【再】</p> <p>【重点】民間の特定建築物の耐震化【再】</p> <p>【重点】市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】</p> <p>災害廃棄物仮保管場所の確保</p> <p>災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進【再】</p>  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| リスクシナリオ           | <b>8-2 復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</b>   |
| 現 状               | <p>これまで、本市は全国各地の被災地に対して、避難所運営や建物被害認定調査、災害廃棄物処理、水道管復旧工事等の応援部隊を派遣し、災害対応や復旧・復興のノウハウを現地ですべて習得してきました。</p> <p>また、被災地派遣職員の体験等については、研修等により市職員に情報共有しています。</p> <p>令和元年東日本台風では、浸水被害が集中した地区を対象に建物被害認定調査のプッシュ型ローラー方式による調査を実施し、罹災証明を迅速に発行することができました。</p> <p>本市においては、平時からすべての住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を進めており、災害時においても適切な対応が行えるよう、自助・互助・共助・公助の役割分担を図りながら取組を推進しています。</p> |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆現在よりもより良い形で復旧させるよう、万一の際を想定した復興ビジョンの平時からの検証が必要です。</li> <li>◆地域の活力低下が復興の脆弱性を導くおそれがあり、地域コミュニティの振興に向けた取組を進める必要があります。</li> </ul>   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 脆弱性評価結果<br>及び推進方針 | <p>【評価結果】</p> <p>◇研修等により被災地派遣による災害対応のノウハウ等の共有に努めているところですが、災害時に迅速かつ円滑に復旧・復興に取り組むためには、更なる平時からの取組が重要です。</p> <p>◇過去の被災地の状況を踏まえ、より良い復旧・復興には地域力が大きく寄与するため、その向上が必要です。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇これまでの被災地派遣の経験等を踏まえ、全庁的な復旧・復興体制の整備に取り組んでいきます。</p> <p>◇地域力の向上を図るため、平時から、講演会や訓練等を通じて市民の防災力の向上に取り組むとともに、引き続き、地域コミュニティの活性化に取り組んでいきます。</p>  |
| 取り組むべき<br>主な事業    | <p>【重点】「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組推進</p> <p>【重点】町内会・自治会活動の活性化に向けた支援</p> <p>【重点】自主防災組織や避難所運営会議の活動支援【再】</p> <p>【重点】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】</p> <p>都市復興に係る平時からの取組の推進</p> <p>地域包括ケアシステムの構築</p> <p>建物被害認定調査及び罹災証明発行体制の整備</p>  |
| 業績指標              | <p>地域包括ケアシステムの考え方の理解度</p> <p>9.2%（R3年度時点） ⇒ 42.0%以上（R7年度時点）</p> <p>民生委員児童委員の充足率</p> <p>83.1%（R2年度時点） ⇒ 98.2%以上（R8年度時点）</p> <p>町内会や市民活動など、地域での活動に参加している市民の割合</p> <p>24.7%（R1年度時点） ⇒ 40%以上（R7年度時点）</p> <p>町内会・自治会加入率</p> <p>58.4%（R3年度時点） ⇒ 64%以上（R7年度時点）</p> <p>今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしていると回答した児童生徒の割合</p> <p>45.0%（R3年度：小6） ⇒ 60.0%以上（R7年度：小6）</p> <p>31.2%（R3年度：中3） ⇒ 40.0%以上（R7年度：中3）</p> |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| リスクシナリオ                   | <p><b>8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態</b></p>  |
| 現 状                       | <p>東日本大震災（H23）では、市域でも地盤沈下が記録されており、特に臨海部で沈下が大きくなりました。</p> <p>日頃から液状化危険度分布図や洪水ハザードマップを周知し、市民の危機管理意識の向上により浸水被害の軽減に努めています。</p>   |
| リスクシナリオ<br>を回避するた<br>めの視点 | <p>◆大規模地震発生時の地盤沈下は避けられないものの、浸水被害の発生の防止に努めるとともに、応急復旧対策の遅れに至らないことが重要です。</p>  |
| 脆弱性評価結果<br>及び推進方針         | <p>【評価結果】</p> <p>◇浸水被害による復旧・復興の遅れを防ぐためには、浸水被害の発生を最大限防止するとともに、迅速な応急復旧のための体制を構築することが必要です。</p> <p>◇地域防災力の向上のためには、ハード対策と併せて、更なる地域住民等の災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上が必要です。</p> <p>◇施設を利用している要配慮者も含め、被災リスクの低減を図るため、浸水想定区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上が必要です。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、引き続き、計画的な浸水対策を推進するとともに、重要インフラについては大規模災害時においても早期復旧できる体制づくりに取り組んでいきます。</p> <p>◇市民の防災意識の向上等のソフト対策に取り組んでいきます。</p> <p>◇浸水想定区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上を図るため、引き続き、避難確保計画の策定や訓練の実施の促進に取り組んでいきます。</p> |

|                |   |
|----------------|---|
| 取り組みべき<br>主な事業 | <p>【重点】 海岸保全施設の改良【再】</p> <p>【重点】 災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組【再】</p> <p>【重点】 市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】</p> <p>多摩川緊急治水対策に関連する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【重点】 河川施設の整備・機能向上等【再】</li> <li>・【重点】 適切な維持管理や雨水流出抑制施設の設置指導【再】</li> <li>・【重点】 浸水被害軽減対策の推進【再】</li> <li>・【重点】 適切な避難行動の周知（マイタイムライン等の活用）【再】</li> <li>・【重点】 要配慮者施設等の防災力向上【再】</li> </ul> <p>道路機能の早期復旧体制の整備【再】</p> |
|----------------|---|

|                   |  |
|-------------------|--|
| リスクシナリオ           | <b>8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</b>   |
| 現 状               | <p>市指定文化財をはじめとする多数の資料を所蔵している施設については、収蔵品の保護の観点からも災害リスクに応じた対策が必要です。</p> <p>また、平成30年4月に、神奈川県及び県内市町村で組織する「県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会」の協議を踏まえた「神奈川県文化財防災対策マニュアル」が作成されました。</p>   |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆自然災害における文化財への被害を防ぐため、博物館における展示方法・収蔵方法の点検が必要です。</li> <li>◆市域にある有形・無形の文化財の保護・活用等の推進が地域コミュニティの維持・発展に寄与することから、平時から文化財の保護・活用等の取組を推進することが必要です。</li> </ul>  |
| 脆弱性評価結果及び推進方針     | <p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害時における文化財の保護・活用等のためには所有者・管理者の自主的な取組が必要です。</li> <li>◇令和元年東日本台風での検証結果を踏まえ、市として文化財を適正に管理していく必要があります。</li> <li>◇地域における有形・無形の文化の喪失を防ぐためには、地域の保存会等の地域力が求められることから、その向上が必要です。</li> </ul> <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇所有者・管理者による文化財の保護・活用等のため、引き続き、所有者・管理者への適正管理・防災意識の向上に取り組んでいきます。</li> <li>◇川崎市市民ミュージアムの被災収蔵品復旧作業を推進するとともに、新たな博物館、美術館の整備に向けて取り組んでいきます。</li> <li>◇地域力の向上を図るため、引き続き、平時から地域コミュニティの活性化に取り組んでいきます。</li> </ul> |
| 取り組みべき<br>主な事業    | <p>【重点】 自主防災組織や避難所運営会議への活動支援【再】</p> <p>【重点】 これからのコミュニティ施策の基本的考え方に基づく取組推進【再】</p> <p>文化財の保護・活用等に向けた取組の推進</p>   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| リスクシナリオ           | <b>8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</b>  |
| 現 状               | <p>応急仮設住宅の候補地については、建設候補地データベースを管理しています。</p> <p>迅速な復旧復興の阻害要因となる空家対策については、平成29年3月に川崎市空家等対策計画を策定し、総合的・計画的な空家対策に取り組んでいます。</p> <p>令和元年度における地籍調査の進捗率は11%にとどまり、より効率的・効果的な調査の実施が求められています。</p>  |
| リスクシナリオを回避するための視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆住宅・建築物等の被害を減らすことが重要です。</li> <li>◆災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査により土地境界等を明確にしておくことが重要です。また、所有者不明土地や空家が復旧・復興の妨げとなることがあるため、予防・解消に努める必要があります。</li> <li>◆被災者の生活再建のため、住家の被害認定調査を迅速に行うことが必要です。また、応急仮設住宅等の迅速な供給方策について検討する必要があります。</li> </ul> |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 脆弱性評価結果<br>及び推進方針 | <p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇民間の特定建築物や住宅の耐震化については、川崎市耐震改修促進計画に基づき令和2年度に耐震化率95%を達成していますが、迅速かつ円滑に復旧・復興には耐震化が大きく寄与しており、継続した取組が必要です。</li> <li>◇研修等により被災地派遣による災害対応のノウハウ等の共有に努めているところですが、災害時に迅速かつ円滑に復旧・復興に取り組むためには、更なる平時からの取組が重要です。</li> <li>◇迅速かつ円滑な復旧・復興を進めるためには、土地等の権利関係や所有者を明確にしておく必要があります。</li> </ul> <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇迅速かつ円滑な復旧・復興を図るためには、まずは耐震化の促進による施設の倒壊等の防止が重要であることから、更なる耐震対策の促進に取り組んでいきます。</li> <li>◇これまでの被災地派遣の経験等を踏まえ、全庁的な復旧・復興体制の整備に取り組んでいきます。</li> <li>◇迅速かつ円滑な復旧・復興に向けて、土地等の権利関係や所有者の明確化を図るため、引き続き、地籍調査や空家対策に取り組んでいきます。</li> </ul> |
| 取り組むべき<br>主な事業    | <p>【重点】地籍調査事業の推進</p> <p>【重点】民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化【再】</p> <p>【重点】民間の特定建築物の耐震化【再】</p> <p>空き家利活用推進事業</p> <p>応急仮設住宅に係る体制の整備【再】</p> <p>都市復興に係る平時からの取組の推進【再】</p>   |
| 業績指標              | <p>地籍調査進捗率</p> <p>11%（R1年度時点） ⇒ 12%（R7年度時点）</p>  |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| リスクシナリオ                   | <p><b>8-6 風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響</b></p>   |
| 現 状                       | <p>災害発生後、企業が損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続・早期復旧を可能とするために、川崎市工業団体連合会等経済団体と協力して、企業のBCP策定推進に向けて普及・啓発を行うとともに、BCP策定及び見直しのための支援を行っています。</p> <p>また、風評被害への対応や被災者支援の取組みとして、迅速かつ適正な情報を発信するために、市HPやメールニュースかわさき、緊急速報メール、各種メディアの活用等、広報の充実を図っています。</p>  |
| リスクシナリオ<br>を回避するた<br>めの視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆迅速な復旧復興により市内経済への影響を最小限に留める必要があります。</li> <li>◆被害状況の正確な情報発信により風評被害を未然に防ぐ必要があります。</li> </ul>  |
| 脆弱性評価結果<br>及び推進方針         | <p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害時の経済活動の保持・早期復旧に向けて、経済団体と協力して企業のBCP策定促進に取り組んでいますが、より一層の企業の理解と主体的な取組が必要です。</li> <li>◇災害時の情報発信については、市HPなどの様々な手段を活用し、広報の充実に取り組んでいるところですが、風評被害等の防止や適切な被災者支援のためには、迅速かつ適正な情報発信が必要です。</li> </ul> <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害時の経済活動の保持・早期復旧のためには企業の主体的な取組が重要であり、企業のBCP策定支援制度の周知を図るなど、引き続き、企業のBCP策定促進に向けた普及・啓発に取り組んでいきます。</li> <li>◇災害時における迅速かつ適正な情報発信に向けて、引き続き、広報の充実に取り組んでいきます。</li> </ul> |
| 取り組むべき<br>主な事業            | <p>【重点】企業のBCP策定推進【再】</p> <p>迅速な被災者支援の実施に向けた取組の推進</p> <p>災害時における広報の充実【再】</p>  |



## 第6章 かわさき強靱化のために取り組む事業

### 1 強靱化事業一覧表

第5章で分析した脆弱性評価結果及び推進方針を踏まえ、今後、本市で取り組む事業について、別紙「強靱化事業一覧表」として取りまとめています。

なお、令和3年度に予定されている川崎市総合計画の第3期実施計画の策定や、各事業の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて事業についても見直しを図っていくものとします。

### 2 重点事業の選定

別紙「強靱化事業一覧表」に掲載した事業のうち、次の基準に該当するものを重点事業として選定し、個別に進捗管理を行うことで、効果的・効率的な計画の進捗管理を図ります。

#### 【重点事業の選定基準】

- 「Ⅰ. 国庫補助金に関するもの」に該当するもの、又は「Ⅱ. 計画策定の基本方針に関するもの」のうち3つ以上該当するもの

#### Ⅰ. 国庫補助金に関するもの

(選定理由)

国が補助金を出してまで実施させるものであり、国土強靱化への効果が高いと考えられるため

#### Ⅱ. 計画策定の基本方針等に関するもの（※基本方針については、P.9を参照）

- 地震による火災の死者の削減に資する事業

(選定理由)

地震防災戦略の減災目標の達成状況から今後の課題として、火災による死者の削減に向けた取組みが求められるため

- 国土強靱化基本計画（平成30年12月）の主な見直し項目に関連する事業

(選定理由)

近年の災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえた見直しであるため

- 被災者等の健康・避難生活環境を確保
- 被災による地域コミュニティ喪失を防ぐため有形・無形文化財の保護
- 気候変動への対応（気候変動の影響を踏まえた治水対策）
- エネルギーや情報通信の多様化・リスク分散
- 官民連携と「民」主導の取組を活性化させる環境整備
- リスクコミュニケーションの推進と人材の育成、防災教育の充実
- 災害時に重要な施設における老朽化対策の推進
- 策定が必要な様々な機関へのBCPの普及
- 災害廃棄物の処理計画や輸送体制の推進

- 令和元年東日本台風検証に基づく課題解決のための事業

(選定理由)

実際の災害対応から顕在化した課題であり、検証結果から特に重要と考えられるため、または国土強靱化に直結すると考えられるため

- 耐震化の向上に資する事業

(選定理由)

地震による火災の死者の削減や多くのリスクシナリオに影響があるため

- 地域力（地域防災力）の向上に資する事業

(選定理由)

公助の限界を担う地域防災力の向上に資するものであり、市独自に設定した分野であるため。

- 上記に該当しないもののうち、次にいずれかに該当するもの（個別重点事業）

- 市施設の維持・機能強化
- 多摩川緊急治水対策の推進
- インフラの耐震化・浸水対策
- コミュニティの形成

## 第7章 計画等の進捗管理と評価

### 1 計画の進捗管理等について

かわさき強靱化計画の進捗管理等については、国土強靱化地域計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に設置された「川崎市国土強靱化地域計画推進会議」において、強靱化事業の進捗状況や業績指標の達成状況について、毎年度把握し、評価を行います。



### 2 強靱化事業の進捗管理等について

次により、効果的・効率的な事業の進捗管理等を行います。

#### (1) 重点事業の進捗管理等について

第6章において選定した重点事業については、毎年度、かわさき強靱化計画に基づく個別の進捗管理シートにより、計画期間中の各年度において、年度当初に当該年度に取り組む事項を設定し、その達成状況を把握することにより進捗管理、評価を行います。

#### (2) 重点事業以外の事業の進捗管理等について

重点事業以外の事業については、関連する川崎市総合計画実施計画の事務事業の評価結果を活用し、進捗管理、評価を行うこととします。

### 3 計画の評価のための指標

#### (1) 業績指標

かわさき強靱化計画の毎年度の進捗管理及び計画期間全体の進捗状況を評価するため、次ページのとおり業績指標を設定しました。

(※第5章で分析・評価した健康診断結果〔脆弱性評価結果〕の業績指標の項目を一覧化したものです)

## 業績指標一覧

|            | 業績指標名  | 現状値   | 目標値  |
|------------|--|---|--|
| <b>1-1</b> | <b>住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生</b> |   |  |
|            | 住宅の耐震化率  | 95.6%<br>(R2年度時点)                                   | 98%以上<br>(R7年度時点)                                |
|            | 特定建築物の耐震化率   | 95.2%<br>(R2年度時点)                                   | 97%以上<br>(R7年度時点)                                |
|            | 橋りょうの耐震化率  | 60%<br>(R1年度時点)                                     | 79%以上<br>(R7年度時点)                                |
|            | 特定天井対策施設数  | 7施設<br>(R2年度時点)                                     | 25施設<br>(R7年度時点)                                 |
|            | 防災農地新規登録数  | 18か所<br>(R1年時点)                                     | 毎年度8か所   |
| <b>1-2</b> | <b>密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生</b>           |   |  |
|            | 不燃化重点対策地区における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合 (H21比較)              | 28.3%<br>(R1年度時点)                                   | 35%以上<br>(R7年度時点)                                |
|            | 耐震性貯水槽の整備 (充足率)                                      | 96.5%<br>(R1年度時点)                                   | 毎年95%維持  |
|            | 火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率                | 38.4%<br>(R3年度時点)                                   | 37%以下<br>(R7年度時点)                                |
|            | 出火率 (火災件数/人口1万人)                                     | 2.19件<br>(H29~R3年平均)                                | 2.18件以下<br>(R3~R7年平均)                            |
|            | 1人あたりの公園緑地面積   | 4.9㎡/人<br>(R2年度時点)                                  | 5.0㎡/人以上<br>(R7年度時点)                             |
| <b>1-3</b> | <b>広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生</b>                         |   |  |
|            | 海岸堤防等の整備率 (角落し式陸間の引戸式化)                              | 61.5%<br>(R1年度時点)                                   | 100%<br>(R6年度時点)                                 |
| <b>1-4</b> | <b>風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生</b>                        |   |  |
|            | 河川整備率<br>(時間雨量50mm対応)                                | 81.1%<br>(R1年度時点)                                   | 91%以上<br>(R7年度時点)                                |
|            | 五反田川放水路の供用により洪水による氾濫から守られる面積の割合                      | 50%<br>(R3年度時点)                                     | 100%<br>(R7年度時点)                                 |
|            | 河川施設の機能を保全するための緊急対策工事実施率                             | 47%<br>(R3年度時点)                                     | 87%以上<br>(R7年度時点)                                |
|            | 浸水対策実施率 (重点地区:三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区)         | 24.3%<br>(R2年度時点)                                   | 40.8%以上<br>(R7年度時点)                              |
|            | 排水管周辺地域の浸水対策累計実施数                                    | 累計5対策 (64.4%)<br>(R2年度時点)                           | 累計7対策 (65.2%)<br>(R7年度時点)                        |
|            | 避難所を知っている人の割合  | 49.5%<br>(R3年度時点)                                   | 60%以上<br>(R7年度時点)                                |
|            | 震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合                     | 52.9%<br>(R3年度時点)                                   | 60%以上<br>(R7年度時点)                                |
|            | 市域の温室効果ガス排出量の削減割合                                    | 1990年度比<br>-23.6%<br>2013年度比<br>-10.2%<br>(R1年度暫定値) | 1990年度比<br>-26.0%<br>2013年度比<br>-13.1%<br>(R5年度) |
| <b>1-5</b> | <b>土砂災害等による死傷者の発生</b>                                |   |  |
|            | ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施回数                       | 2回<br>(R1年度実施)                                      | 毎年2回実施   |
|            | 宅地防災工事に関する一部助成の実施                                    | 5件 (H30年度)<br>1件 (R1年度)                             | 5件 (R3~R5年度)<br>6件 (R6~R7年度)                     |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <b>2-1 被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化</b>           |   |   |
| 配水池・配水塔の耐震化率  | 98.5%<br>(R1年度時点)   | 100%<br>(R4年度時点)  |
| 管路(水道)の耐震化率   | 水道管路: 34.9%<br>(R1年度時点)<br>〔内、重要な管路: 91.4%〕<br>(R1年度時点)                           | 水道管路: 44.9%以上<br>(R7年度時点)<br>〔内、重要な管路: 100%〕<br>(R4年度時点)                              |
| 開設不要型応急給水拠点の整備率   | 43.1%<br>(R1年度時点)   | 100%<br>(R5年度時点)  |
| 家庭内備蓄を行っている人の割合   | 55.2%<br>(R1年度時点)   | 65%以上<br>(R7年度時点)   |
| 災害時の確保水量  | 16.4万m <sup>3</sup><br>(R2年度時点)   | 16.6万m <sup>3</sup><br>(R6年度時点)   |
| <b>2-2 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</b>                                      |   |   |
| 消防団の充足率   | 充足率 82.2%<br>(1,105人)<br>(R2年4月時点)  | 充足率 93.0%以上<br>(1,251人)<br>(R8年4月時点)  |
| 等々力緑地における災害時の応援部隊の活動拠点面積  | 10.7ha<br>(R2年度末)   | 14.0ha<br>(R7年度末)   |
| <b>2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱</b>                                     |   |   |
| 帰宅困難者一時滞在施設の収容確保人員  | 23,774人<br>(R2年度時点)   | 25,500人以上<br>(R7年度時点)   |
| <b>2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</b>             |   |   |
| 災害拠点病院の耐震化率   | 83%<br>(R1年度時点)   | 100%<br>(R6年度時点)  |
| 重要な管きよの耐震化率   | 市内全域 86.3%<br>(R2年度時点)<br>川崎駅以南の地域 99.2%<br>(R2年度時点)<br>川崎駅以北の地域 4.6%<br>(R2年度時点) | 市内全域 89.7%以上<br>(R7年度時点)<br>川崎駅以南の地域 100%<br>(R3年度時点)<br>川崎駅以北の地域 28.4%以上<br>(R7年度時点) |
| 避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きよの耐震化率                                      | 59.7%<br>(R2年度時点)   | 89.0%以上<br>(R7年度時点)   |
| 救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合  | 45.5%<br>(R2年時点)  | 47.6%以上<br>(R7年時点)  |
| <b>2-5 被災地域における疾病・感染症等の大規模発生、新たな感染症の感染拡大</b>                            |   |   |
| 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率   | 第一期: 97.6%<br>第二期: 94.4%<br>(R1年度時点)  | 第1期: 98.6%<br>第2期: 95%<br>(R7年度時点)  |
| <b>2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生</b>                       |   |   |
| 老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合   | 39.7%<br>(R3年度時点)   | 80%以上<br>(R7年度時点)   |
| 避難所運営会議を開催している避難所の割合  | 68.2%<br>(R2年度時点)   | 90%以上<br>(R7年度時点)   |
| <b>4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止、テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</b> |   |   |
| デジタル無線機の整備進捗率   | 82.5%<br>(R1年度時点)   | 100%<br>(R4年11月時点)  |
| <b>4-2 必要な情報収集・発信の不備・遅延等により、住民の避難行動や救助が遅れる事態</b>                        |   |   |
| 全庁的な図上訓練や研修・講座の実施数  | 4回<br>(R1年度時点)  | 毎年5回  |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <b>5-1 サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下</b>                                     |  |  |
| 生産緑地地区の新規指定面積  | 13,690 m <sup>2</sup><br>(R1 年時点)            | 毎年 12,000 m <sup>2</sup> 以上                      |
| 農業用水利施設等の重大事故件数  | 0 件<br>(R1 年時点)                              | 毎年度 0 件  |
| <b>5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</b>                                      |  |  |
| 内部浮き蓋付特定屋外タンクの新基準の適合率  | 56.6%<br>(R1 年度末)                            | 100%<br>(R5 年度末)<br>※R5 年度中が適合期限                 |
| <b>5-4 海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響</b>                                     |  |  |
| 耐震強化岸壁の整備率   | 20%<br>(R1 年度時点)                             | 40%<br>(R7 年度時点)                                 |
| <b>5-5 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止</b>  |  |  |
| 道路斜面等の要対策箇所の耐震化率（対象 4 箇所）  | 75%<br>(R2 年度時点)                             | 100%<br>(R7 年度時点)                                |
| 都市計画道路進捗率<br>（都市計画道路の計画延長（305km）に対する整備済延長の割合）                            | 68.1%<br>(R1 年度時点)                           | 71%<br>(R7 年度時点)                                 |
| 緊急輸送道路の整備率<br>（緊急輸送道路に指定された都市計画道路の計画延長（206km）に対する整備済延長の割合）               | 84.5%<br>(R1 年度時点)                           | 88%<br>(R7 年度時点)                                 |
| 道路の無電柱化整備延長<br>※道路延長ベース  | 38km<br>(R1 年度時点)                            | 47km<br>(R7 年度時点)                                |
| JR 南武線連続立体交差事業に係る用地買収の進捗率  | -  | 25%以上<br>(R7 年度時点)                               |
| 道路施設の健全度<br>（5 年以内に補修や修繕が不要な道路施設の割合）                                     | 92%<br>(R2 年度時点)                             | 98%以上<br>(R7 年度時点)                               |
| 地籍調査等で得た道路等の座標値を道水路台帳平面図等管理・閲覧システムに搭載した累計点数                              | -  | 58,000 点以上<br>(R7 年度時点)                          |
| 不法占拠解消の累計件数  | 523 件<br>(R2 年度時点)                           | 970 件以上<br>(R7 年度時点)                             |
| <b>6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電施設）や都市ガス供給、石油、L P ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止</b> |  |  |
| 市域の再生可能エネルギー導入量  | 20.5 万 kW<br>(R2 年度)                         | 24.3 万 kW 以上<br>(R6 年度時点)                        |
| <b>8-2 復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</b>          |  |  |
| 地域包括ケアシステムの考え方の理解度   | 9.2 %<br>(R3 年度時点)                           | 42.0 %以上<br>(R7 年度時点)                            |
| 民生委員児童委員の充足率   | 83.1%<br>(R2 年度時点)                           | 98.2 %以上<br>(R8 年度時点)                            |
| 町内会や市民活動など、地域での活動に参加している市民の割合  | 24.7%<br>(R1 年度時点)                           | 40%以上<br>(R7 年度時点)                               |
| 町内会・自治会加入率   | 58.4%<br>(R3 年度時点)                           | 64%以上<br>(R7 年度時点)                               |
| 今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしていると回答した児童生徒の割合                              | 45.0%<br>(R3 年度：小 6)<br>31.2%<br>(R3 年度：中 3) | 60.0%以上<br>(R7 年度：小 6)<br>40.0%以上<br>(R7 年度：中 3) |
| <b>8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</b>                      |  |  |
| 地籍調査進捗率  | 11%<br>(R1 年度時点)                             | 12%<br>(R7 年度時点)                                 |

※ 川崎市総合計画第 3 期実施計画に基づき追加した指標については、現状値や目標値等を川崎市総合計画第 3 期実施計画と同様としています。

(2) 減災目標

かわさき強靱化計画の計画期間における震災対策に係る減災目標として、地震被害想定調査に基づき、これまでの取組の進捗状況等を踏まえ、次のとおり設定します。

| 項 目  | 目 標  |        |       |       |
|--|--|--------|-------|-------|
| 死 者  | <b>地震による死者</b>   |        |       |       |
|  | 令和7年度において、川崎市直下の地震（平成21年度想定）で想定される死者の数を約1,140人から約480人とします。 |        |       |       |
|  | 各年度時点での想定値   |        |       | 目標値   |
|  | 平成21年度   | 平成27年度 | 令和2年度 | 令和7年度 |
|  | 約1,140人  | 約840人  | 約510人 | 約480人 |
| <b>津波による死者</b>   |  |        |       |       |
| 慶長型地震において想定される津波による死者数をゼロとします。<br>約5,820人 ⇒ 0人   |  |        |       |       |
| <p><b>【地震による死者】</b><br/>                     これまでの取組等による効果を踏まえ、更なる耐震化率の向上や都市計画道路等の整備などのハード対策に加え、火災による死者等の削減に向けた避難訓練等のソフト対策による効果を総合的に勘案して目標値を設定しており、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、目標達成に向けた取組を進めます。</p> <p><b>【津波による死者】</b><br/>                     津波避難施設の確保や津波避難訓練などの対策により減少傾向にありますが、引き続き死者数ゼロを目指し取組を進めます。</p> |  |        |       |       |

**かわさき強靱化計画（令和3年3月）  
（令和4年3月改訂）**

川崎市総務企画局危機管理室  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話 044(200)0337